

らざるものなり。寛弘七年より、仁平二年に至れり。

少納言補任

この書、今傳はらず。通憲入道藏書目録に「一合第九十七櫃、少納言補任一帖不見」とあるのみ。

職事補任

岩崎文庫以下の諸本、この書を載せざるもの多し。後の追記ならんか。

藏人頭、及び五位藏人の補任をのせたるものなり。御代毎に項をたてたるものにて、群書類從に收めたり。嵯峨天皇より、後奈良天皇に至れり。

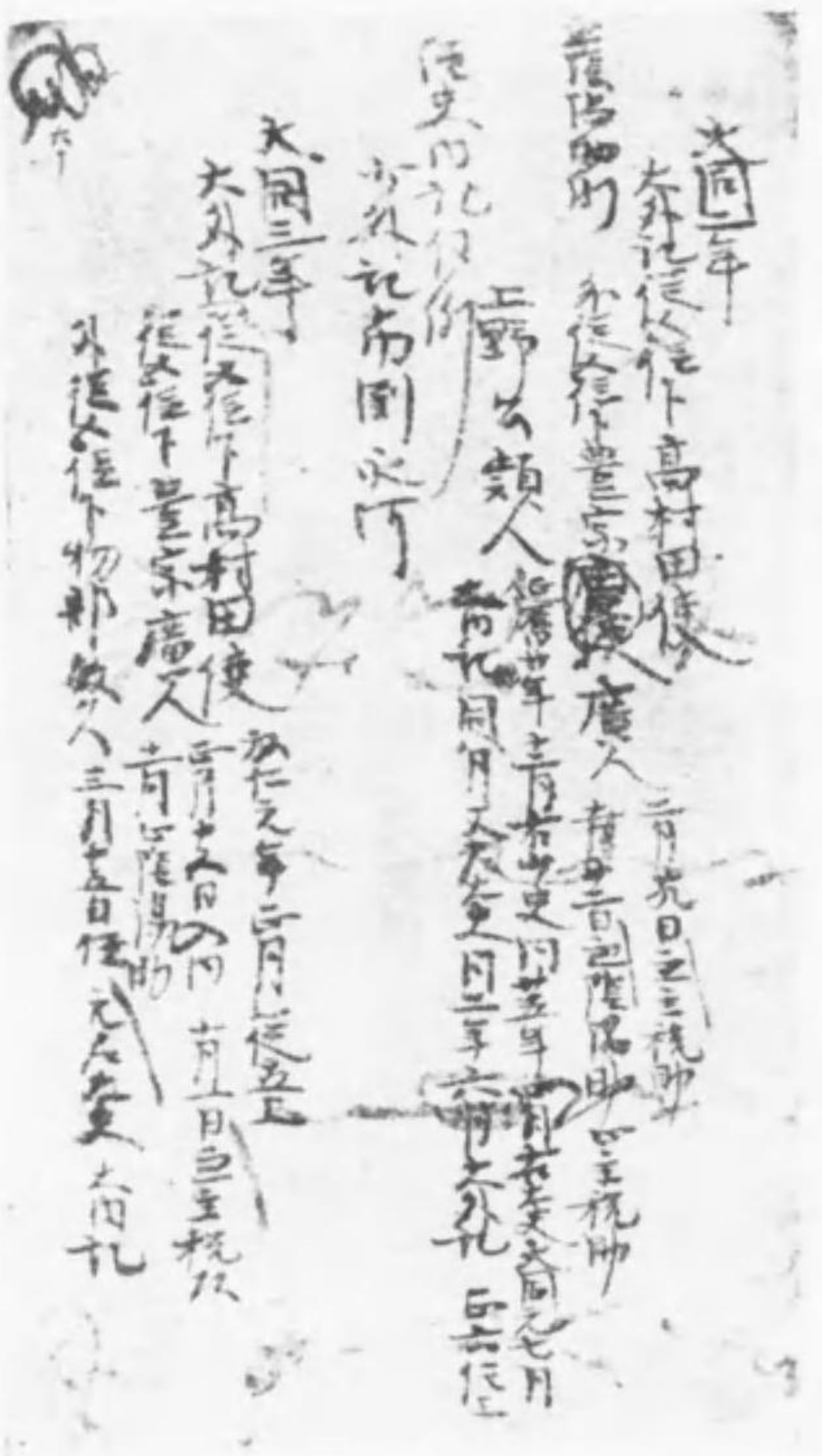
外記補任

大少外記の補任なり。今傳はりたるは二卷あり。一卷は、天應元年より、寛弘六年に至り、一卷は、建治元年より、康暦二年に至れり。もとは、寛弘建治の中間に、二卷ありしものならん。

卷一奥書に、文安丁卯林鐘上旬、請局務御本書寫也、翌日校了、校了、以堀川學士本重校了、隼人正校之、又以官務本校了、

(花押)

永和三七卅、



(藏所氏爲利田前爵侯) 任補記外

とあり。これによれば、康暦は、追記なるが如し。また卷二は、卷首に、大外記正五位上例以下の諸例をのせ、その中に、中原英隆の應永廿四年卒せし事をのせたり。

この書は、前田侯爵家の所藏にて、明治三十七年、これを續群書類從補任部に收めて刊

行したり。

史補任

太政官の左右辨官に隸したる左右大史、左右少史の補任を記したるものなり。これも今傳はらざれば詳ならず。

史補任

八省補任

中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八省の卿、大少輔、大少丞、大少錄等の補任なり。今傳はらず。

侍從補任

中務省侍從の補任なり。この書も今亡佚せり。

内記補任

中務省に於ける内記局の大少内記等の補任なり。この書も今傳はらず。

監物補任

中務省の大少監物の補任なり。これも今傳はらず。

后宮補任

中宮職の大夫、亮、大少進、大少屬等の補任なり。太皇太后宮職、皇太后宮職、皇后宮職を併記したるものなるべし。この書も今亡佚せり。

諸寮補任

諸寮は、大寶令以後、時々官制の改正によりて、分合廢置一ならざりしが、弘仁以降に至りて、大凡定まれり。即ち大舍人、圖書、縫殿、内藏、陰陽、内匠以上中務省、大學、式部省、主計、主税以上民部省、雅樂、玄蕃、諸陵以上治部省、木工、大炊、血藥、掃部以上内省、齋宮寮、左右馬寮、兵庫等の諸寮なり。この書は、諸寮の頭、助、大少允、大少屬等の補任を記したるものなり。これも今傳はらず。

諸司補任

諸司も、平安朝に至りて定まりたるは、隼人兵部省、囚獄刑部省、織部司大藏省、正親、内膳、造酒、采女、主水、以上内省、東西市等にして、この書は、その職員なる正、佐、大少令史等の補任を記したるものなれど、今世に傳はらず。古書に引載したるものも見えず。

判事補任

彈正補任 諸職補任 春宮坊補任

五三六

刑部省に屬せる大中小判事の補任なり。これも今傳はらず。

### 彈正補任

彈正臺の尹、及び大小弼大少忠、大少疏等の補任なり。この書も今亡佚せり。

### 諸職補任

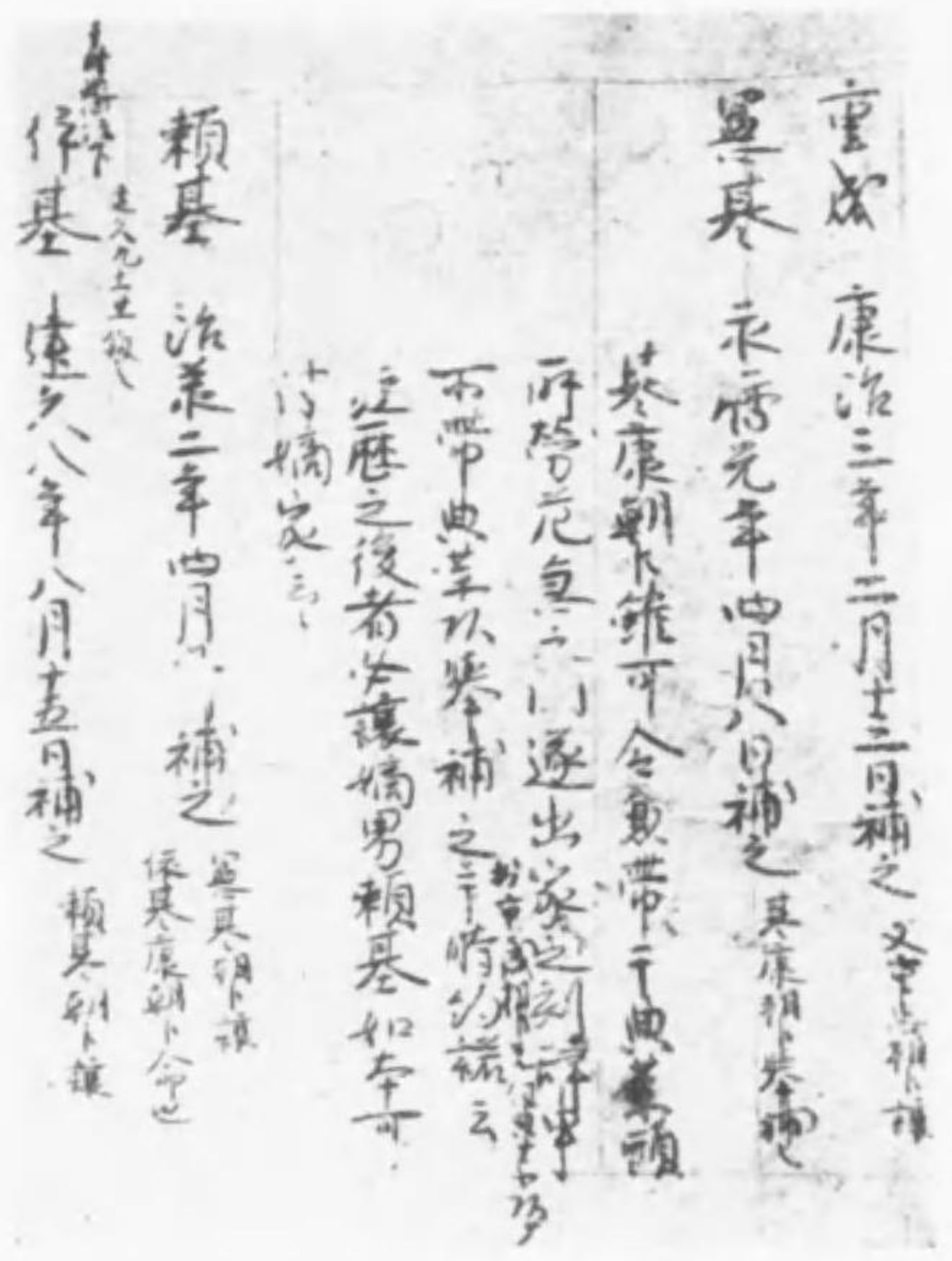
諸職も、平安朝以後定まりたるは、中宮職中務省、大膳宮内省、左右京職、修理職等にして、その職員なる大夫、亮、大少進、大少屬などの補任なり。但し中宮職は、上にのせたる后宮補任あれど、この中にも收めたるにや。今傳はらざれば明ならず。

### 春宮坊補任

東宮傅、東宮學士、春宮大夫、亮、大少進、大少屬、及び舍人、主膳の三監主殿、主馬の二署、藏人所等の補任なり。柳原家の藏本にて、續群書類從補任部に加へたるもの一卷あり。春宮坊官補任と題して、醍醐天皇東宮の御時より、崇光天皇の東宮直仁親王に至れり。

### 諸使補任

岩崎文庫本、内閣一本、前田一本、諸司補任に作り、神宮文庫一本、内閣一本、この書を載せず。



施藥院使補任 (前爵利田氏所藏)

諸使は多く臨時の職にて、勘解由使、修理宮城使、造寺使、防鴨河使、施藥院使等にて、その職員、長官、次官、判官等の補任なり。但し賀茂齋院司、鑄錢司は司なれど、職員は使と同じきを以て、この書に收めたるにや。

この書の中、今傳はりたるは、施藥院使補任のみ、前田侯爵家所藏の古寫本一卷あり。卷首缺けて、康治三年以下、文保二年三月に補せられたる忠守に至り、正中二年長朝以下は書

き繼にて、貞治二年篤直に至れり。

### 檢非違使補任

諸使補任 檢非違使補任

五三七



(藏所所纂編料史) 任補使違非檢

諸衛補任

五三八  
檢非違使廳の別當、佐、大少尉、大少志、府生の補任を年  
年に別ちて、記したるものなり。通憲入道藏書目録に、「一  
合第九十七櫃、檢非違使補任三帖、同補任五局不見」とあ  
りて、續群書類從に收めたるもの一卷あり。寶治二年よ  
り文永四年に至れり。但し寶治二年は志闕けたり。  
この書の古寫本の世に傳はりたるは、史料編纂所所藏  
のもの最も古く、同本は建長元年より、文永四年に至り、  
鎌倉時代中期の古文書の紙背に記したり。但し建長元年  
は、卷首缺け、少尉の末よりあり。また中間にも、建長三  
年の尉の大部分及び志、府生と、建長四年の別當、及び佐  
の始缺けたり。蓋しもとは、檢非違使廳創設以來數卷あ  
りしが、缺逸して、この一卷も、鎌倉時代初期の頃よりの  
ものなるべし。

大寶令の制にては、衛門、左右衛士、左右兵衛の五衛あり。後中衛、外衛等を置かれしが、平安朝以後は

侍中  
通判  
伊予  
實資  
不任  
新信  
頼宗  
宣成  
新通

(藏所所纂編料史) 任補督門衛

にして、正暦二年任せられたる時中より、正中二年に任せられたる冬方に至れり。この二卷は、いづれ

も同筆にて、元徳二年の假名曆の裏面に記したり。且つ左衛門督の終、及び右衛門督の卷末には、並に俊一、定一と記したるところあり。蓋し俊定、定資の父子にて、定資の子勸修寺經顯の寫したるものなるべく、二卷とも、勸修寺家にて襲藏したるものならん。但し清蔭より時中まで亡逸したるもの、如し。

## 受領補任

國司の補任なり。これも今傳はらず。この書は、通憲入道藏書目錄に、「一合第九十七櫃、受領補任十帖、但見在二帖、東海道、西海道不見」とあれば、諸道に別ちたるものなるが如く、その頃、既に東海、西海二道のもの、散逸せしなり。この書を古書に引きたるは、公卿補任天平九年より、延暦五年までの間にて、大和、攝津、伊勢、參河、上總、常陸、下野、丹波、美作、備中守等の守を任じたる事をのせたり。この外、顯昭古今集註に、「和銅六年割備前國、始稱美作之由、見受領補任、」と見え、尊卑分脈、南家眞作流元卓の下に、「受領補任相摸守云々如何、」と記し、同書魚名流、濟家の下にも見えたり。

## 藏人補任

藏人所の別當以下、非藏人に至るまでの補任を記せり。通憲入道藏書目錄に、「藏人補任一帖」と見え、群書類從に收めたるは、嘉祿元年より弘安に至れり。また續群書類從に收めたるは、延喜十六年より、

同廿二年に至りたるもの一卷あり。但し同書には、別當を擧げず、藏人を五位、六位に別たざれば、群書類從に收めたるものとは、その體同じからず。蓋し別種のものなるべし。また公卿補任に、天長五年、貞觀十四年の藏人補任を引き、古今和歌集目錄藤原菅根の下に、この書を引き、菅根の事歴をのせたり。

## 僧綱補任

僧正、僧都、律師、法印、法眼、法橋の僧官位の補任をかきたるものなり。今世に傳はりたるものに三種あり。

- 一 六冊にて、卷一に、僧綱補任歴と記し、「推古天皇即位卅二年、甲始被下僧綱宣旨、」とありて、卷六康治元年に至れり。古文書の紙背に記したるものにて、中に平清盛の書あり。興福寺の所藏にて、明治四十三年、國寶に指定せられたり。
- 二 一冊にて、卷首缺け、持統天皇より延暦九年「傳教大師蒙渡海宣旨」までを記し、永萬元年十月、惠珍の奥書あり。彰考館本にて、高島勘兵衛本によりて、寫したるよし見えたり。これを前掲の六冊本と對照するに、同じきところもあれど、別本なる事は言ふを俟たず。これを群書類從に收めたる僧綱補任抄出と題したる二卷本と比較するに、多少の異同はあれど、同一のものにして、一は第一卷を存し、一は抄略したるものなる事を知るを得たり。この抄出本は、六條天皇までにて、同天皇を新院と記し

たれば、蓋し次の高倉天皇の御代になりしものなる事明なり。且つ

卷首に、東大寺東南院經藏本十二卷、忠珎僧都撰粗見之、次處々抄出了、更不可及外見者也、深賢記

と記せり。これによれば、忠珎僧都の撰にして、十二卷ありし

ものなり。忠珎は、左少將源顯國の子にして、大安寺の學僧と

なり、仁安二年、僧都となり、嘉應元年、東南院に移り、尋いで入

滅したる事、本朝高僧傳に見え、尊卑分脈には、顯國の子惠珎

として、「少僧都、大安寺別當、東南院、」とありて、彰考館本に

惠珎とあるにあへり。忠惠の文字、草體にて相似たれば、何れ

か誤りたるものならん。且つ彰考館本の中に、永萬元年の奥

書あると、抄出本に永萬元年を終とせるとを合せ考ふるに、蓋

し高倉天皇の御代の始になりしもの如し。抄出したるもの

にも、國史、維摩會緣起、扶桑記、重明親王記等を引證したれば、

完備したらんには、參考に資すべき史料も尠からざるべし。

三 二冊あり。縦横の罫引に、僧正、僧都等の欄を設けて記入したり。卷一は、安和二年より、長元八年に至り、卷二は、嘉承二年より、保延四年に至れり。安和以前、及び長元九年より、嘉承元年に至る七十



(藏所寺福興) 任 補 綱 僧

一年缺けたり。蓋しもとは、後一條天皇より堀河天皇までを一巻に收めたりしものならん。この書

は、鳥羽天皇を新院とし、崇徳天皇を今上として、朱書にて、新院太子と註せり。これによれば、崇徳

天皇の御代になりたるものなり。こは水戸彰考館所藏にて、紙背にも記入したるところあり。

この書の事は、台記久安二年五月廿一日の條に「又僧綱補任一卷、持參之、良源僧正不逢一條院御時事

見此補任、」と見え、東大寺要錄卷二裏書、及び尊卑分脈、南家貞嗣流慶圓のところ引きたるものあり。

任公卿雜例 大外記師季抄

公卿を任するについての例どもを擧げたるものなるべし。今傳はらず。師季は、大外記中原師元の曾孫にて、師綱の子なり。

任官雜例 大外記師重抄

群書類從本、及びその外二三本には、師季としたり。

この書も、今傳はらず。師重は、中原師尙の子にて、新抄の條(一〇五頁)に記せり。

一八 雜 々

宣命譜 一卷

宣命讀踊の譜なり。今傳はらず。唯

公事根源踏歌節會の條に、踏歌の節會をば、あらればしりのとよのあかりと申にや、或はあられましりと宣命の譜にはよめり、

とあるのみ。蓋し應仁の頃まではありしが、兵火などによりて、亡佚せしものなるべし。

この書の著者は、

柱史抄に、政事要略百六云、參議從四位上守宮内卿兼尾張守滋野朝臣貞主、造宣命譜奏聞、と見えたり。滋野貞主の事は、祕府略の條(三五〇頁)に載せたり。

宣下抄 一卷

詔勅宣旨を宣下せらるゝ時の法式などを記したるものなるべし。

實隆公記に、明應五年一月廿六日、宣下抄下外記部借遣中院了、

と見えたるもの、この書なるべし。

奏事 一卷

これも今傳はらねば詳ならず。奏事は、諸司事を録して、奏聞するをいふ。蓋しその作法儀式などを記したるものなるべし。

年中例奏文 一卷

群書類従本には、下に九條と註せり。

年中恒例の奏文を集録したるものなり。類従本に註したる九條は、九條師輔にて、その著なるよしなれど。今傳はらざれば詳ならず。

寛平遺誠 一卷

宇多天皇の御訓誠なり。御讓位の御時、幼帝醍醐天皇にまゐらせ給ひしものにて、一卷あり。帝王の

御動作、御學業、任官、叙位、その他の政務、儀式、及び廷臣の賢否等を記し給へり。今傳はりたるものは殘闕にて、群書類從に收めたり。また諸書に引載したるもの多し。予の寛平遺戒逸文一卷あり。なほこの書の事は、皇室御撰之研究に記せり。

### 嵯峨遺誠 一卷

嵯峨天皇の御遺訓にて、仁明天皇にまゐらせ給ひしものなるべし。

この書は、世に傳はりたるものなく、續日本後紀、三代實錄に引きたるものあるのみ。なほこの書の事も、皇室御撰之研究に記せり。

### 九條右丞相遺誠 一卷

九條右大臣師輔の遺訓なり。始に「遺誠並日中行事」として、日々の行事作法、及び平日心得べき事どもをかきたるものにて、數葉あり。

末尾に、以前雜事書記如右、予十分未得其一端、然而常蒙先公之教、又訪古賢今粗知事要、依萬一之勤、雖非才智、已登崇班、爲吾後之者、熟存此由、縱雖非如法、必用意可勤公私之事、と記せり。先公は父忠平にて、崇班は右大臣の列にあるをいふ。

大鏡伊尹の傳に、いと若くてうせおはしましたることは、九條殿の御遺言をたがへさせ給へるとぞ、人申しける、

とありて、この遺訓にそむくときは、咎をうくるよしいへり。

この書は、台記別記、久安三年三月廿八日古事談、愚管抄、明月記元久元年十一月等に見え、菩提院關白基房は、九條兼實と謀り、この遺誠を參照して、叙位除目に關する事を記したるよし、實躬卿記嘉元三年四月八日に見えたり。

この書は、拾芥抄に載せ、群書類從にも收めたり。但し

江談抄に、治部卿伊房云、九條殿御遺誠云、爲我後人者、賀茂春日御祭日、必可參詣社頭也、但於春日者、路遠有煩、可參大原野也者、而參大原野已以斷絶也、件事極祕事、不載流布世間之遺誠、若件事在別御記歟、

と見えて、異本ありしが、今は傳はらず。

### 高名錄 一卷 江帥抄

著名なりし人、高名なる物等、何にても、世の聞え高きものを採録したるものなるべし。今傳はりたるものあるをきかず。讀經口傳明鏡集に、この書を引きて、能讀者を列記し、河海抄にも、この書を引きて、巨勢金岡、同相覽、及び名高き帶を記したり。



## 小野宮教命 一卷

小野宮とのみあれば、明ならねど、太政大臣實頼が、その孫右大臣實資の教命なるべし。實頼ならば、次の貞信公教命の如く、清慎公とあるべく、且つ實頼には、教命、訓戒の如きものありし事他に見えず。實資には、小野宮右府鑒誠と稱するものあり。貫首雜事略に見えて、右府鑒誠とも記し、撰集秘記には、後小野教と見えたり。北山抄に、後右府教といひ、西宮記裏書に、右府命とあるも同書なるべし。貫首雜事略には、下に「資房卿補頭之時、註渡書内也」と註して、資房の藏人頭に補せられたる時に遣はしたるものなり。資房は、實資の猶子權大納言資平の子なり。資房の藏人頭に補せられたるは、長暦二年六月なれば、そのをりのものなるべし。實資は圓融天皇より、一條天皇に至る三代七年間、藏人頭たれば、特に藏人頭の職に關する事どもを記したるものならん。

實資は、冷泉天皇より、後朱雀天皇に至る七朝に歴仕し、從一位、右大臣に至り、寛徳三年、九十歳にて薨去し、世に賢人右大臣と稱す。

この書も今傳はらず。西宮記以下に引載したるもの十七條あり。これを小野宮教命逸文に收めたり。

## 貞信公教命 二卷

貞信公は、太政大臣藤原忠平にて、この書は、通憲入道藏書目錄にも、「一合通憲書、貞信公教命」と見え、北山抄その他の書には、貞信公教としたるものあり。今世に傳はりたるものなく、唯小野宮故實舊例と題して、その一部分を載せたるものあり。小野宮故實舊例は、東京帝國大學の所藏（小中村博士舊藏）にして、埒史料に引載したれば、和學講談所のものなるが如し。同書によるに、貞信公教命は、忠平親ら筆を採りたるものにあらず。朝儀、政務などに關して、時々説話したる教命を、二子小野宮實頼、九條師輔の筆録したるものなり。

一、實頼の筆録したるものは、小野宮故實舊例の卷首に、「奉殿下教命所記、但恐愚頑之質、又有失歟、事無次第只記之」とありて、これを記し、次にその年月を註したり。即ち元日節會二條、七日節會三條の次に「天慶元年七月廿一日教命也」と註し、節會一條の下に「天慶三年十二月廿三日教」とし、今年新嘗會云々の下に、「□□四年正月八日教」とあるが如し。中には、本文の中に、「或人云」の文あり。「殿下薨後見御日記延長六年正月一日云々」など附記したるところあり。また實頼の孫實資の小野宮年中行事正月九日外官除目の條に、「天慶五年三月廿四日貞信公教故殿御記」としたる故殿は、實頼なり。北山抄正月七日節會、及び叙位の條に、天曆二年云とありて、下に貞信公教とあるも實頼の記なるべし。

二、九條師輔の筆録したるは、小野宮故實舊例の末に、九條殿口傳を附し、その下に、「如是教命、時々雖承、愚拙之身、自以忘失歟、但至于承覺略書之」と註して、節會五條、及び句事一條をのせたり。なほ

小右記に、寛仁四年八月十八日の條に、九條殿承貞信公教、所註置之口傳大略所見也、と見えたり。これによれば、師輔の筆録したるは、口傳と稱したるが如し。北山抄正月宴會の條の下に、「即貞信公之教也、見口傳、」と註し「九條丞相口傳謂件儀耳」と見え、台記久安三年三月二十七日の條に、「九條殿口傳也」と註したるも同じ。

此の如く、實頼、師輔の筆録したるは、別々なれば、二卷とあるは、各一卷なるべし。忠平の子には、この外、小一條師尹、中納言師氏などあれど、その筆録したるものは見えず。

### 清愼公九條殿行事不同抄

清愼公小野宮實頼、九條師輔の公事作法についての異同を記したるものなるべし。これも今傳はらず。群書類従本九條と註したり。九條は、九條流にて、筆録したる意ならんか。

### 仁和以後記目錄

内閣一本一卷とあり。

如何なるものか明ならず。仁和以後記とあれば、或は諸家々乗などの目錄ならんか。諸家の日記目

録は、寛文の刊本以下、この書籍目錄の卷末に、諸家名記として、附載したるものあり。この書のみを一巻としたる寫本の中には、名記目錄と題したるものもあり。李部王記を始として、權中納言顯俊の嚴記に至る、日記六十九種を載せて、その記者を註せり。建長二年出家して、文永九年薨去したる權中納言定嗣の葉禪記、文永五年に出家して、正應二年に薨したる權大納言實季の銅駝記より、以後のものなれば、蓋しこの書の事なるべし。但し寫本の中には、日記にあらざる西宮記、北山抄を追記し、園太曆、薩戒記等、後の日記を増加したるものあり。

### 名所抄 一卷

今傳はらねば、如何なるものか、明ならず。京都の名所を記したるものなるべく、蓋し二中歴卷十の名家歴、簾中抄下卷の名所、拾芥抄中卷の諸名所の如きものならん。或は二中歴桃園の註に、「或抄云」と見え、枇杷殿の項に、「抄云」とし、その他所々に「或抄云」と記したるものは、この書をさしたるものならんか。

### 御所抄 一卷 皇居抄

これも、今傳はらねば詳ならず。皇居抄とあるによれば、内裏の紫宸殿、清涼殿以下の殿舎等を録したるものなるべし。

居宅抄 一卷

今傳はらねば詳ならず。大臣、公卿などの第宅の有様などを記したるものか。母屋、對屋、中門等を説明したるものにや。

一九 雜抄

江談 六卷 江匡房

大江匡房の談話を筆録したるものなり。群書類從に收めたるものも六卷にて、卷數もあへり。その篇目は左の如し。

第一公事 攝關事 佛神事 第二雜事 第三雜事 第四 第五詩事 第六長句事

各條項の始に、或は「被命云」、「又被命云」、「被談云」、「又被談云」、「談云」など記し、「帥殿被仰云」、「都督又云」、「卷五」江都督云、「卷六」など記したるところあり。帥は匡房の官太宰帥にして、都督はその唐名なり。また「故右大辨時範談云」、「卷三」經信卿常被示曰、「卷二」故帥大納言常談云、「卷三」資仲卿曰、「卷三」入道資仲帥談曰、「卷二」故小野宮右大臣語云、「卷三」戶部卿曰、「卷二」治部卿伊房談曰、「卷三」爲仲云、「卷三」故橋工部孝親被語云、「卷四」大隅守清原爲信云、「卷四」又被命云、資仲談曰、「卷三」或人語曰、「卷二」故老云、「古人云」、「卷四」故老傳云、「傳聞」卷四など記したるところあり。蓋し匡房が、是等の人々より聽きたる

まゝを語りたるものなり。この外問答の體なるところ頗る多く、「又問云々、被命云々」卷二問云々、帥答云、「卷五」僕問云々、又江都督被笑云々、「卷四」などの類あり。予といひ、僕と記したるは、筆録したる人なり。多くは一問一答なれど、中には「又被命云々、僕答曰云々」「僕問云々、帥被答云々」の如き類も見えたり。

この書は、匡房の談話を筆録したるものなる事は、上に掲げたるが如く明なれど、これを筆録したるは、いかなる人か、この書の中には徴すべきものなく、たゞ

今鏡敷島のうちき、に、萬葉集の長歌に、鶯のかひこの中のほと、ぎすなどいひて、この事に侍るなるを、いと興ある事にも侍なるかな、藏人實兼ときこえし人の、匡房の中納言の物語にかける文にも、中ごろの人、この事見あらはしたる事などかきて侍るとかや、

と見えたり。この鶯のかひこの中の時鳥の話は、この書卷三「郭公爲鶯子事」の項にのせられたれば、これによりて、藏人實兼の筆録したるものなる事を知るべし。

實兼は、大學頭藤原季綱の子にて、少納言通憲の父なり。尊卑分脈に、「實兼、文、藏、進士、天永三四於侍中卒、時廿八、」と見え、中右記に、「件人頗有才智、一見一聞之事不忘却、仍才藝超年齒、」と記せり。

この書を筆録したるは、明ならねど、卷四「和風曉扇恐吹盡」の條に、「此詩天仁三年事也」とあり。天仁二年は匡房の薨じたる天永二年より二年前にして、實兼の歿したる年より三年前なり。なほ

中右記には、嘉承二年三月卅日、或人談云、江帥匡房、此兩三年行歩不相叶、仍不出仕、只每人來逢、記錄世間雜事之間、或多辭事、或多人上、偏筆端記世事、尤不便歟、不見知暗以記之、狼籍無極云々、大儒所爲、世以不甘心歟、九月廿九日、九件卿依所勞、此兩三年來、暗記錄世間事、或有辭事、或虛言、爲末代誠不足言也、

とあるによれば、別に匡房の執筆したるものあるが如し。同書天永二年十一月五日匡房薨去の條に、「或人云、申時出家、次燒老後之間日記了、入夜薨云々」と記せり。蓋し「老後之間日記」は、「記錄世間雜事」とあるものにして、燒棄したるが如し。實兼の筆録したるものは、長治、嘉承以後、匡房の行歩かなはざりし程なるべし。

この書の古寫本の中、最も古きは、醍醐寺所藏にして一卷あり。その外前田侯爵家所藏一卷、三條西伯爵家所藏二卷、神田喜一郎氏所藏一卷あり。この中、群書類從に收めたるものと同じきは、三條西本のみ。即ち卷一公事、攝關事、佛神事卷二雜事にして、類從本と大差なく、

奥書に、明應元年商下濬、以俊通朝臣之本寫之、

准三宮(華押)

とあり。准三宮は九條政基なり。醍醐寺本は、題簽に、「水言抄四五」と見え、右の下に、「勤息勝賢之」と記せり。水言は、江談の偏をとりたるものなり。卷首に要目百四十を掲げ、次に「江談抄第四五」として、「類聚國史五十九安康天皇三年云々」の文一葉あり。次に「江都督言談」として、匡房熒惑精たる事以下

の本文を記したり。

奥書に、建久九年正月二日、於上醍醐覺洞院閑居之間、念誦讀經之隙、加一見了、同事所々多載之如何、

江都管言談

匡房ノ人ヲ言フ曰ク先年隆陽ノ傳ハ成賢ノ孫ナリ成賢ハ權中納言成範ノ子ニて勝賢ノ姪ナリこれによれば、この本は、勝賢の所藏なりしが、建久七年、勝賢示寂の後二年、成賢の一覽したるものなり。か、れば、この本は、平安朝末期のものにて、原本を距る事遠からざるものなり。されど、成賢の奥書に、

水言抄 (醍醐寺所藏)

「同事所々多載之如何、」とあるが如く、重複したるもの六條あり。卷首に掲げたる要目の順序と、本文の順序と前後して同じからず。この本は、大正十一年、國寶に指定せられ、同十四年、古典保存會にて、複製したり。前田侯爵家本は、金澤文庫舊藏にして、延應二年の具註曆の裏に註したり。

奥書に、寛元三年丁巳七月十九日、於鎌倉甘繩邊書寫了、

とあり。神田本は題名なく、高山寺の印あり。蓋し高山寺聖教目錄に、「江談抄二卷」とあるもの、一にして、寛政十一年柳原紀光が寫したるものと同じく、一卷なれば、はやく一卷は亡佚したるものなり。これも鎌倉初期を下らざる古寫本なるべく、昭和五年、古典保存會にて、これを複製したり。類從本、及び水言抄、前田侯爵家本、神田本の四本を對照するに、互に出入ありて、條項の有無同じからず。本文にも亦異同多く、要目のみありて、本文なきものあり。且つ水言抄、前田侯爵家本、神田本は、類從本の如く、分類したるものにあらず。また神田本には、中に「永久二年十一月十九日夜對□□事」と記し、また「永久三年四月夜半也」、「永久三年八月十三日、隨書得寫之、」など記したるところあり。永久三年は、實兼沒後三年を経たれば、蓋し何人 實兼の筆錄したるものによりて、書寫したるものなるべし。且つ卷首なる匡房ノ談話ノ條の如きは、水言抄、類從本とも甚しく異同あり。殊に類從本の諸事長句の部に收めたる部分の條項には、詳略異同あるもの多し。此の如く互に異同あるは、實兼の筆錄したるもの、中に、初稿再治の別あるべく、後轉寫したる際に異同を生じたるものか、中には甚しく異なりたるところに、あるによれば、匡房の談話を筆錄したるものは、實兼以外にもありしもの、如し。水言抄は、實兼の子孫の寫したるものなれば、實兼の筆錄したるものなるは、言ふを俟たざれど、神田本の如きは、別人の筆錄したるものならんかとも推考するを得べし。なほ除目抄清書の條に「江談申云、日傳云」とありて、除目清書に關する事を記し、顯官舉の註に、「江談云」として引きたるものあり。河海抄梅枝卷に、「江談曰

天仁二年八月日、向小一條亭言談之次、問曰、假名手本何時始起哉、と記して、伊呂波の起原に關する問答をのせたるものあり。續教訓抄吹物、横笛の條に、「江談云」として、横笛の事を載せたるものあり。また寶生院所藏の新樂府略意第七の奥書には、「江師言談記云、此採詩官部、白樂天多有作誤事之由、菅丞相所記給也、予未具其誤文、以自智又難決矣」と記したり。これ等は、皆水言抄以下の古寫本、及び類從本に見えざれば、この外にも、條項ありしを知るべし。殊に水言抄は、卷四、卷五の二卷にても、類從本六卷の過半に及びたり。卷一、卷二、卷三の三卷に載せたるもの多きは、推測するを得べければ、全卷悉く完備したらんには夥しきものあるべし。この書の参考書は左の如し。

江談抄類字

一 著者未詳

### 打聞 一卷

今傳はらねば詳ならず。山口光圓氏所藏に、打聞集と題したる古寫本一卷あり。書名同じく、唯下に集の字を付したれば、この書の事ならんか。打聞集は、達摩和尚事より、世尊寺に至る二十七條の假名文の説話を載せたり。永保、長治、嘉承、天永等の文書の紙背に書したるものなり。表紙に「打聞集下帖」とありて、「幸門榮源之」と記し、書名の左傍に、「或云、尺尊入滅之後、至于長承三年甲寅、二千八百三年也」等と記し、右傍にも註記あり。これによりて、その長承頃のものなる事を知るを得べし。但し

下帖とあるによれば、もとは二帖、もしくは三帖ありしものの如く、この目錄に、一卷とあるにあはざれば別ものなるにや、この打聞集は、昭和二年、古典保存會にて複製し、橋本進吉博士の解説を付したり。

### 古事談 六卷 顯兼卿抄

これも江談抄と同じく古き説話などを纂録したるものなり。丹鶴叢書、史籍集覽、國史大系に收めたるものも六卷なり。所載の篇目は左の如し。

- 第一 王道后宮
- 第二 區節
- 第三 僧行
- 第四 勇士
- 第五 神社佛事
- 第六 亭宅諸道

この書は、江談抄の如く、談話を筆録したるものみにあらず、古き談話筆記をそのまゝ、とりたるものあり、古書を纂抄したるものあり。卷一知足院忠實小鷹狩以下數條は、「知足院仰云」とあれば、忠實

古事談

五五九



打聞集 (藏所氏圓光口山)

の談話を録したる中外抄、富家語談によりたるものなるべく、卷二にのせたる經信の北野社前にて下車せざりし事は、江談抄の文により、儀同三司配流の條は、小右記と同文なり。されば或は漢文に、或は假名文にて、文體の一致せざるは、原書のまゝ抄録したるが故なり。但し河海抄蜻蛉卷に、染殿后物怪の事を記して、古事談と註したれど、今の本に見えざれば、今の本は完きものにあらざるにや、同名異書か詳ならず。第三僧行の中に、「大納言法印良宴、建曆二年九月於雲居寺入滅」と見え、また「關東北條孫小女<sup>十二</sup>俄絶入したりければ、」などあるによれば、建曆二年以後になりしものなる事は明なり。

著者顯兼は、從三位源宗雅の子にて、新勅撰和歌集の撰者なり。刑部卿、從三位となり、建曆元年三月出家し、建保三年二月、五十六歳にて薨じたれば、この書は、出家以後のものならん。

この書に就いては、野村八良博士の近古時代説話文學論、山岸徳平氏の日本文學書目解説、(岩波講座日本文學)に考説あり。この書の註釋書、參考書は左の如し。

- |       |        |
|-------|--------|
| 古事談考證 | 岸本由豆流  |
| 古事談攷證 | 五 岡本保孝 |
| 古事談類字 | 一 未詳   |

### 舊事祕抄 一卷

この書も今傳はらねば詳ならず。舊事古事などをあつめたるものならん。

### 本朝事始 二卷

群書類従本、内閣一本、圖書寮本、前田本等一卷としたり。

事物の起源をかきたるものなり。この書も今は世に傳はりたるものなく、唯伊呂波字類抄に引きたるもの數十條と、河海抄玉鬘の卷に引きたるもの一條あるのみ。また通憲入道藏書目錄に、「一合第一百十六櫃、本朝事始略抄二局」とあるによれば、別に抄略したるもの一卷ありしが如し。されど、略本もまた、亡帙して傳はらず。但し今本朝事始と題したる寫本二卷あり。始に「萍給事信西撰」として、皇居温明殿、神宮、寺院、臺、庫、藏、鳥居、學校、折桂法等をのせたり。建武二年橘季茂の奥書に、「右之本朝事始二卷、信西入道之家記也、」とあり。されど伊呂波字類抄、河海抄に引きたるものと同じきものにあらず、且つその他にも、疑ふべき事多ければ、この書籍目錄、通憲藏書目錄などによりて、後人の偽作したるものなるべし。

房内秘書 一卷

岩崎文庫本、内閣一本、圖書寮本、前田一本以下の諸本には、この書を載せざるもの多く、神宮文庫一本、神智文庫本には、房内秘抄としたり。

今傳はらざれば、詳ならず。

祕玉抄 大外記師遠別記

この書も、今世に聞えざれば、いかなるものか明かならず。但し「大外記師遠別記」とあるによりて、書名と併せ考ふるに、師遠の鯨珠記と同じきものならんか。鯨珠記は、大治二年五月廿六日、肥前の國より、鯨珠を獻じたるによりて、大外記師遠が、その顛末を記録したるものなり。一卷にて、諸記纂に收めたり。

師遠は、大外記中原師平の子にて、白河、堀河、鳥羽、崇徳の四代に仕へ、大治五年、六十一歳にて卒せし事、地下家傳に見えたり。

見聞記 一卷

見聞したる事どもを記したるものなるべけれど、今傳はらねば詳ならず。

十節録 一卷

これも今傳はらねば、いかなるものとも知り難し。但し年中行事秘抄正月七日白馬、十五日獻御粥、十七日結射の條に、「十節云」と記したるものあり。年中行事抄には、「十節記云」として、五月五日節供、十二月追儺の條にのせたり。この十節記と同じきものか、これに類したるものにて、正月七日、十五日等、十節の事を記したるものならんか。

比喩抄 一卷

この書も傳はらねば、詳ならず。

隨見聞抄 一卷 師遠抄

これも今傳らざれば明ならず。蓋し見聞記、視聽抄など、ひとしきものにて、師遠の著なれば、公事に關する事多かるべし。但し

玉葉に、元暦元年九月一日丁亥、大外記師尙、持參先日所尋召之書等、隨見聞抄、並雜例抄等也、各秘藏書也、



と見えたり。師尙は、師遠の孫なれば、隨聞抄とこの書とは、同じきものならんか。局中實の進外任奏事とある條にも、隨聞抄を引きて、「左府仰云、正月元日節會、外任奏不可必進云々」とあるもまた、外記局に關係あれば同書なるべし。

### 視聽抄 廿卷

視聽に觸れたる事を記したるものなるべけれど、これも今傳はらず。但し覺禪抄に、「視聽抄云」として、造塔法上、如意輪觀音法、愛染法下、隨求法等に引載したるものあり。隨求法の條には「勸修寺法務視聽抄云、天養元年十二月七日、惠什闍梨來語云」とあり。勸修寺法務は、寛信にて、諸師製作目錄に、「寛信法務視聽抄一卷」と見えたるものなり。この目錄にいへるは、別のものか、明かならず。

### 雜抄 二卷

今傳はらねば、如何なるものか詳ならず。

### 口遊抄 一卷 大外記師元抄

今傳はらねばいかなるものか詳ならず。或は源爲憲の撰びたる口遊を抄録したるものならんか。

口遊は、天文、地理以下事物の名稱を記して、略説を附したるものなり。續群書類從に收めたるものにて、一卷あり。その篇目左の如し。

- 乾象門六曲 時節門九曲 年代門三曲 坤儀門五曲 諸國門三曲 田舎門九曲 宮城門十三曲 居處門三曲
- 内典門四十一曲 人倫門十七曲 官職門五十五曲 陰陽門四十三曲 藥方門九曲 飲食門六曲 書籍門二十四曲
- 音樂門十六曲 伎藝門五曲 禽獸門九曲 雜事門十一曲

口遊の著者は、源爲憲なる事は、

序文に、竊以、左親衛相公第一小名松雄君、年初七歲天性聰敏、每至耳聽目視、莫不習性銘心、及今年秋、以門下書生爲師、讀李嶠百廿詠矣、學而不厭、門人皆以爲、能營岐嶷之性焉、然猶誦習之餘、或有遊戯、々々之裏、間有歌謠、蓋是年少之所致也、彼韓檀帶刀之歌、優則優矣、終非吏幹之備也、難波内豎之誦、妙則妙矣、豈是朝廷之儀哉、是以、經籍之文、故老之説、可用朝家、拋閭巷之類、勒成一卷、々々(合脱)分門、々々中載曲、九十九門三百七十八曲、名曰口遊、敢上賢郎、其詞或歌欲令郎體心也、其體或直欲令郎近於俗也、願爲此卷於掌底之玩、常爲其文於口中之遊、愬而言之、爲小郎而作、不爲他人而作之也、恐不得意之人掩口盧啾、但侍有志於小郎之輩補闕而已、于時天祿元年冬十二月廿七日僕夫源爲憲序とあり。「左親衛相公」は參議左近衛中將にて、この年の參議左中將は、藤原爲光なり。「第一小郎小名松雄君」は、榮華物語によれば、爲光の一子誠信の童名を松雄君といひ、誠信は永延元年廿五歳にて參議たれば、こ

の年七歳といへるにあへり。即ち誠信のために著はしたるものにて、習誦の便をはかりたるものなれば、これを幾曲といひ、口遊と名けたるものなるべし。爲憲の口遊を著はしたる事は、三善爲康の掌中歴序にも、夫源氏之口遊者、流俗之諺文也、と見え、また

口遊序  
竊以左親衛有公、殿下弟小郎、  
年幼七歳、天性聰敏、每至可聽、自視莫  
不習性、銘心及今年秋、以明下書生爲  
師、讀本于宮、百字錄、多能、不歇、明人  
皆以爲、綠絲玉段、之性、然猶誦習  
之餘、亦有遊戯、之裏、同有歌、誦、是  
年少、亦致、之、故、持、極、帶、り、可、優、則、優、矣、  
此、非、走、入、翰、翰、也、却、政、内、臣、之、誦、抄、則、竹

口遊 (寶生院所藏)

權記に、寛弘八年十一月廿日己丑、良經來請和名類聚抄四帖、口遊一卷、故兼明皇子書一卷皆寫之、とあり。寛弘八年は、著者爲憲の没したる年(四三四頁)なり。また江談抄には口遊亦有二失、一者以朔望弦晦爲廿四氣、一者、晋七賢加山簡是也、と評せり。二十四氣は陰陽門の中に、晋

七賢の事は人倫門の中にあり。此の如く、口遊は、古く世に聞えたれば、口遊抄は別のものにあらず、大外記師元が口遊を抄録したるものなる事は、疑なかるべし。師元は、師遠の子にて、師尙の父なり。鳥羽天皇より高倉天皇に至る七朝に歴仕し、安元元年、六十七

歳にて卒したる事、地下家傳に見えたり。

口遊の古寫本は、寶生院所藏一卷あり。奥書に、「于時弘長三年二月五日、於山田亭、愚息行文書寫之、少々加愚筆畢、」と見え、行文の事歴明ならず。寛政四年大館高門これを摸刻し、明治三十八年、國寶に指定せられ、大正十三年古典保存會にて寫真版に複製したり。また續群書類從にも收めたり。この書に就いては、岡田希雄氏が、曲數によりて考究したる口遊は略本か(國語國文六卷九號)に見えたり。

隨見抄

今傳はらざれば、詳ならず。

懷中歷 十卷 三善爲康抄

口遊の如く、部門をたて、事物を略記したるものなり。今は傳本なく、たゞこの書と、掌中歷とを併せて、編修したる二中歴十三卷あり。之によりて、そのさまを伺ふを得べし、二中歴の篇目左の如し。

- 第一 神代歷 九代后宮女御 女院齋宮 公卿藤氏長者 侍中
- 第二 儒職博士 官司 都督 廷尉 循吏 酷吏 諸司 祭主

隨見抄 懷中歷

- 第三 佛聖 大佛 造佛 教法 佛具 法用 祖師
- 第四 僧職 座主 僧數 法場修法 三會 國分寺
- 第五 乾象 方隅 八卦 屬星 歲時 年齒 行年 閏月 日計
- 第六 坤儀種樹 關路 諸國 請印
- 第七 官職 叙位 除目 年官 公文 計
- 第八 禮儀 勅使 供膳 產所 寶貨 畜産 刑法 鑒誠
- 第九 醫方 呪術 恠異太一定分 種族 姓尸 名字
- 第十 京兆 宮城 隣閭 名家 營任 諸國
- 第十一 經史 和書
- 第十二 詩人 登省 和歌 詩章 切韻 書詩 書體 譯言
- 第十三 藝能 博基 名人 名物 十列

各篇目の下に、歴の字を附したり。懷中歷十卷、掌中歷四卷なれば、懷中歷を主として、掌中歷を參取したるものなるべけれど、籙中抄、及びその他の書をも參考したるところあるが如し。即ち第二女院歷の下に「二中不載此歷、以籙中抄加之、」と記し、第四座主歷の下に、「御室追加」とあり。第十名家歷の中には、「抄云、」或抄云「一本云」籙中云「など、記したり。また「懷中」掌中」と註し、懷中の偏を採りて、

「心歷」とも、「心」とも註したるところ、掌中の掌の下をとつて、「手」と記したるところあり。特に、掌中歷のみに關するものは、第四座主歷の中、楞嚴院檢校の下に、「心不載之」と記し、懷中歷のみに關するものは、第十京兆歷の中、宮城指圖の末に、「已上懷中京兆歷、或本裏書如本註之」と記して、次に「當歷自始至此、先寫手歷分、以寫加心歷裏書」とあり。第十二詩章歷の下に「心作詩式歷、今據手、」と記し、譯言歷熊野詣忌語に、「手出七十二言、心出五十三言、」と記せり。第十三藝能歷には、「心無之」と見え、名物歷の中には、「或心歷裏書處々虫損不全、隨見寫之、」と附記したるによれば、主として、掌中歷によりたるもの、如し。この外第一后宮歷、女院歷の中齋宮、公卿歷の中爪牙臣、第五乾象歷、第八儀式歷の中大嘗會、廢朝、八濟、第十二書詩歷の中釋尊等にも、異同を註したり。懷中歷のなりしは、第五行年歷、日計歷第十當任歷によれば、大治中のものなるが如し。掌中歷は、保安、天治頃の製作なれば、掌中歷の條に記せり懷中歷の掌中歷より後出のものなる事は推知するを得べし。掌中歷の著者の三善爲康なる事は、同書の序文にも見えたるを、數年の後になりし懷中歷をも同一の著者とすは疑ふべし。されば、懷中歷は、掌中歷の増訂なるが如く、推測するを得べしと雖ども、二書の甚しく異なる點あるによれば、別人の著なる事明なり。或は懷中歷は、爲康以前の著にて、爲康更に増訂して、懷中歷抄と名つけたるものならんか。二中歷は、いかなる人の編輯したるものか詳ならず。儀式歷の大嘗會は、仁安を最後とし、后宮歷は二條后を終としたるによれば、六條天皇の頃のものなるべし。されど、平安朝末期の籙中抄を以て追加し、

また公卿歴の内容によれば、鎌倉時代中期頃とすべき點あり。人代歴に、花園天皇を新院とし、後醍醐、光嚴、光明、崇光、後光嚴、後圓融、後小松、稱光、後花園の九代を今上とし、后宮歴の中、女御にも、「新院花園今上後醍醐」とし、女院歴に、後小松、後花園兩代を今上、或は當今と記し、年代歴にも後光嚴、後小松、後花園の三代に、今上、當今と註し、侍中歴に、後圓融天皇を當今と記し、後小松天皇を今上としたるによれば、鎌倉時代中期の頃、及び後醍醐天皇より後花園天皇の御代まで、漸次追記したるもの、如し。

二中歴の古寫本は、前田侯爵家の所藏にて、外に七冊あり。弘治三年、權僧正實曉の書寫したる奥書あり。改定史籍集覽に收めたり。

傳聞故實 一卷

有職故實を記したるものなるべけれども、今傳はらねば詳ならず。

函中抄 二帖 大外記師安抄

この書も今傳はらねば詳ならず。但し掌中歴の歲時歴大歲の下に、「函中四時」と見え、律の下に「函中異説云、見周禮云々、」年齒の下に、「函中云、志學十有五、(中略)已上見論語、」函中、人生十年曰幼、學、略中已上見禮記、と見えたるは、この書の事にて、掌中歴に類したるものならんか。

著者大外記師安は、師遠の子にて、堀河、鳥羽、崇徳の三朝に仕へたる事、地下家傳に見えたり。

掌中歴 四卷

懐中歴と同じく、天文、地理、歲時等について、事物の名稱略説を記したるものなり。卷首に「廟陵監朝請大夫等博士三善爲康」とありて

序文に、夫源氏之口遊者、流俗之諺文也、天下之要得十之四五、然猶有脫有遺、不足愚之用、可筆可削、不叶愚之心、是以温故知新以備忘爲事、捨華取實以近俗爲宗、不敢思外見、故曰掌中歴云爾、

と記したり。その篇目左の如し。

乾象歴 五星 女八宿 大唐兩頰  
三光

方隅歴 八卦 九宮 玉相方 大將軍方 土公所在並行方 青龍家内在方 天一神方寒夜禮拜頌 太白神方寒禮拜頌

層星歴 當年星 本命星 命木付命殺 五木

歲時歴 大歲 歲次 時 律 廿四氣 節氣 月之倭名  
節日由緒 年齒

年代歴 日計 閏月

國堺歴 諸國 四堺 三關 三橋

京地歴 宮城指圖 門號起事 京中指圖 條路丈數  
條里町門 坊門

掌中歴

宮城歴 殿 舍 堂 院 樓 房 門 家

官名歴 官唐名 位階 官職次第 官位相當 用行字

女官 叙任

今の本は、宮城歴の末、家以下缺逸したり。この書と、懐中歴とを併せて、何人か二中歴を編修したりしが、その中、處々に、「掌中」、「掌」或はその偏「手」を以て、異同を註したるものあり。これによれば、この外の篇目頗る多かりしものならん。二中歴の中に見えたるものは左の如し。

公卿歴 爪牙臣 祖師歴 眞言宗 三論宗 教法歴 八宗 座主歴 東寺長者 坤儀歴 三川 三山 三江 五岳

五湖 五土 公文歴 四度公文 日計歴 中誠省國 不 儀式歴 賀茂祭 呪術歴 惡夢時誦 四瀆 四水 四絶 五京

五山 八水 公文歴 勘濟公文年限 日計歴 中誠省國 不 儀式歴 賀茂祭 呪術歴 惡夢時誦 四瀆 四水 四絶 五京

名字歴 名家歴 和書歴 詩人歴 本朝歴 倭語歴 詩章歴 書様歴 譯言歴 無野語忌語 藝能歴

この外、伊呂波字類抄に引きたるものに、佛名の事を記したるものあり。蓋し教法歴などの中なるべし。河海抄に引きたる五菓、桐葉、卷亥子餅、七種粉、卷、勢齒固六本、卷、玉鬘及び江次第元日宴會の條の中墨物の下に引きたるものは、供膳歴の中にして、河海抄梅か枝、卷に引きたる高名能書は、藝能歴の中にありしものなるべし。此の如く、今の本以外に、多數の篇目ありしを以て考ふるに、今の本は、全部四卷の中、僅に第一の殘闕にして、是等は第一の中缺けたる部分と、他の三卷にありしものなる事を推測するを得べし。

この書は、「三善爲康抄」なるよし、卷頭に見えたれど、序文に、年月を載せざれば、成立の年明ならず。但し乾象歴の中に、「保安四年癸卯」とあり、年代歴は、應保までを記し、日計歴は、一年の日數、及び月の

大小を天治元年まで記して、久壽元年までは、唯年のみを擧げ、閏月は、「保安二五」を終とせり。これによれば、保安四年、若くは天治元年頃のものなるが如し。

この書の古寫本は、江藤雅澄の所藏あり。續群書類從に收めたり。

法鏡 八卷 泰覺抄

今傳はらねば、明かならねど、佛教に關する事どもを書きたるものなるべし。

著者泰覺は、いかなる人にか詳ならず。高階氏系圖に、伊豫守泰仲の孫にて、泰尋の子に泰覺あり、「法印千ニ入」と註し、和歌作者部類には、「泰覺法眼、法橋、泰時子、千載釋、法橋」と見えたるものなるべし。

日本國秘抄 一卷

内閣一本、東京帝國大學本二卷としたり。

今傳はらねば、詳ならず。

江談 三卷

上に江談あれば、重出なるべし。但し上には六卷とし、こゝには三卷としたれば、或は抄略したるもの

法鏡 日本國秘抄 江談

ならんか。

楚忽抄 二卷 法性寺太閤抄

今傳はらねば、いかなるものとも知り難し。法性寺太閤は、太政大臣忠通なり。忠通の事は、續本朝秀句の條(四〇〇頁)に載せたり。

言談抄 一卷

群書類従本、内閣一本、圖書寮本、前田一本等、言談としたり。

いかなるものか詳ならず。但し柳原伯爵舊藏に、富家言談あり。卷首缺けて、久安七年正月、久壽三年正月、保元三年等、毎條に「仰云」と記し、公事其他の事どもを録したるものあり。續群書類従に收めたる富家語談と同書にして、速水常成本富家語談の奥書にも、富家言談とあり。この言談も、蓋し富家言談と同じきものならんか。富家は知足院關白忠實にして、その談話を何人か筆記したるものなり。そのさま、中外抄下に見ると同じく、中原師元などの記したるものなるべし。但し富家語談には、江次第の事、火色の下襲の事の類に、重複したるところあれば、錯簡ありしものか。

本朝要抄

今傳はらねば、詳ならず。

善家祕記 一卷

この書今傳はらず。扶桑略記寛平八年の條に、「善家祕記云、余寛平五年、出爲備中介」と記して、備中人賀陽良藤の家に靈狐の妖ありし事を記したるものあり。善家は、三善清行にして、公卿補任に、「寛平五年正月十一日備中介受領」とあるにあへり。以て清行の著たる事を證すべし。また政事要略卷七十に、「巫覡見鬼有徵驗記善家異記」として、引きたるものあり。文中、「其後數日先考遂卒、寛平五年余出爲備中介」とあれば、善家異記も、この書と同じくその一名なるべし。同書卷九十五に、「弓削是雄式點有徵驗事、善家異説」と見え、また「服藥駐老驗記善家異説」として、長壽者の事を記したるものあり。異説は異記の誤寫にして、同書ならん。著者清行の事は、十三ヶ條意見の條(二一五頁)に記せり。

愚管抄 六卷

群書類従本、及び二三の寫本には三卷としたり。

上古より鎌倉時代までの歴史を書きて、忌憚なく論評したるものなり。愚管とは、愚者の管見に入りたるものを筆録したるよしなり。巻数は、三巻と記したるものと、六巻といへるものとあり。今傳はりたるものには、三巻としたるものと、七巻としたるものとあり。七巻のものは、本篇六巻、附録一卷なり。原本は幾巻ありしにか、後人の合冊したるものか、分本せしものか、いづれとも定め難し。今の本も、附録一卷を添ふる時は、七巻となりて、六巻といへるにも合はず。それに就いては、伴信友の

比古婆衣讀愚管抄條に、書籍目錄に、六巻とあるは、附録なき本によりて擧げたるなり、今も附録なき本もあり、但し其はもとほありけるを寫し残せるにか、又闕たるにてもあるべし、いつれにも、本篇二の巻、皇帝年代記順徳の末に、承久二年十月の頃記之了、後見人此趣にて可書繼也、最略尤大切歟、於別記者不能外見と云ひ、又本編中附録に見えたり、別記といへるも、同書の事ときこえたり、於別記者不能外見といへれば、もとより附録別記の具せざる本もあるべきなり、今は附録を具して、七巻と見るべきなり、

といへり。されど、この目錄にのせたるものには、附録を具して六巻としたるものならん。さるは、皇帝年代記は、今の本には、卷一、卷二の二巻としたれど、もとは一卷のものなりし事、卷二の末に、「此一帖ノ奥ヲバ、今四五代モ書バカリトテ、料紙ヲ置テカク書ル云々」とありて、皇帝年代記を一帖としたるにて證すべし。されば、本編五巻附録一卷にて、六巻なるを正しとすべきなり。但しもとは、この外に

も、別記一卷ありしもの、如し。そは、皇年代記の奥書に「於別記者、不能外見」とあるものにて、著者が殊に秘して、外見を禁じたりしかば、いつしか亡佚して、傳はらざりしなるべし。門葉記抄卷一に引きたる愚管抄第七勸學講の事は、今の本になければ、蓋し別記と稱するもの、一部分ならん。今の本の目次は、

- 第一 漢家年代 皇帝年代記神武天皇より、醍醐天皇に至る
- 第二 皇帝年代記朱雀天皇より、堀河天皇に至る
- 第三 神武天皇より、三條天皇に至る、
- 第四 一條天皇より、後白河天皇に至る、
- 第五 二條天皇より、後鳥羽天皇に至る、
- 第六 後鳥羽天皇より、順徳天皇に至る、
- 第七 六國史律令格式等の事より、世の變遷に就いて、何くれの事を記したり、

この書のなりし年代は、第二皇帝年代記に「承久二年十月の頃記之了、後見之人、此趣にて可書也」と記して、次に「今上諱懷成云々」、「今上茂仁云々」とありて、貞應三年六月、義時死し、泰時、時房の關東に下向したる事あるによりて、比古婆衣には、承久二年起稿し、貞應三年に至りて、脱稿したるものなるよしあり。されど、第一漢家年代記の終にも、「承久二年註之、」第六に、順徳天皇を當今と記し、承久

三年四月、關白を罷めたる近衛家實を、「當時の殿」といひ、同三年閏十月に、右大臣に還任したる公繼を、「今の前右府」と記したり。第七にも、承久三年四月、攝政となりし九條道家を、「いまの左大臣の子を武士の頼經大將軍に」と記したるによれば、承久二年にて擱筆し、後更に貞應三年まで書き續ぎしたるものなる事は明なり。

この書を慈圓の著とするに就いては、山岡俊明、黒川春村の如く、これを否定したるものあり。その理由は、本書の中に、慈圓の事處々に散見したるが、概ね他人の如き筆づかひなれば、慈圓の言に非ずとせり。これに對して、比古婆衣には、慈圓は自己の事をば、わざと他人に托して記したるものなれど、その中には、覺えず自己の言ときこゆる事も交りたりと辨じたり。この書には、殊更に道理の二字を記したるころ頗る多く、これによりて、理非を論辨したり。されば後崇光院の

椿葉記に、慈鎮和尚のかきおかれたるものにも、よろづの事は、道理といふ二のもん字におさまるよし見え侍れば、

と記され、一條兼良の樵談治要にも、「慈鎮和尚と申人の萬の事は、道理といふ二の文字にこもりて侍ると申給へる、」と記せり。蓋し卷七に、「一切の法は、たゞ道理と云二文字がもつなり、その外には、なにもなきなり、」とあるをいへるなるべし。なほ

青蓮院所藏慈圓自筆の消息に、「愚管抄所給候、一見事也、慥候らん、法師便に可下預候也、毎事此苦

痛に興醒候了、」

とあるによりて、その著なるを證すべし。

著者慈圓は、法性寺關白忠通の子なり。大僧正に任せられ、四たび天台座主となり、嘉祿元年、年七十一にて示寂し、嘉禎三年、慈鎮と諡せられたり。

この書は、史籍集覽、及び國史大系に收めて、六卷とし、附録一卷あり。この書に就ては、萩野懷之氏の考説を國學院雜誌に掲げ、三浦周行博士の愚管抄の研究を史林卷六をのせたり。この書の註釋書は、左の如し。



## 二〇 假名

岩崎文庫この篇なく、圖書寮本、荷田舊藏、前田一本以下、「或本此假名無目錄」と記し、東京帝國大學本に、「或本無假名」と註せり。

### 伊勢物語 二帖

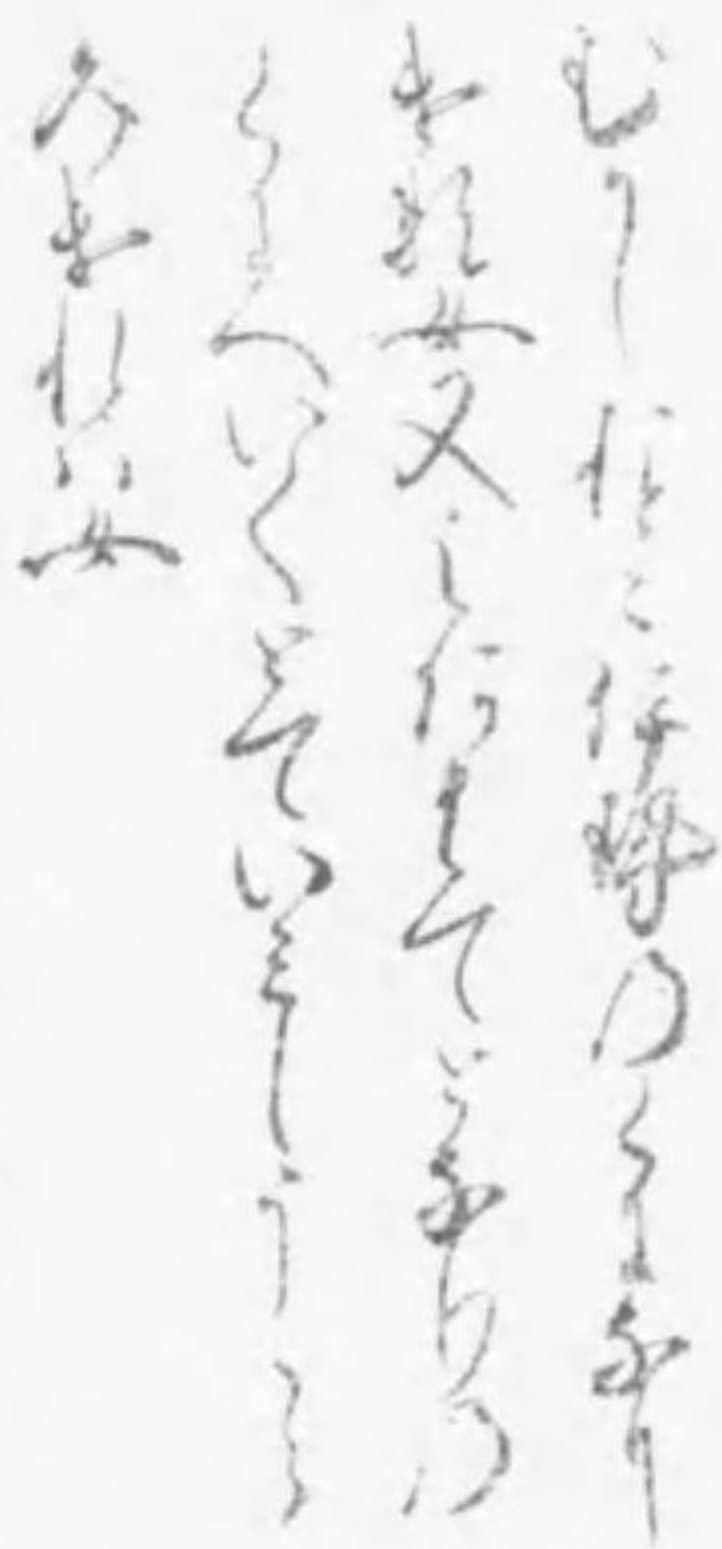
在原業平の初冠より、東下還京の事、伊勢齋宮の事、惟喬親王の御事、業平終焉の事どもを敍したるものにて、百二十五條あり。蓋し和歌によりて、業平の行跡を列記したるものなり。されば、源氏物語には、在五が物語といひ、狹衣には、在五中將記と記し、更科日記には、在中將物語ともいへり。業平は、阿保親王の第五の御子にて、右近衛權中將たれば、在五中將といへり。伊勢物語に就いては、清輔の

袋草紙に、其名目有二義、有密事之故、爲權辭事之由にて、號伊勢物語、諺に伊勢は辭と云故也、一齋宮事爲詮、故號曰伊勢、是正義歟、

といへり。その他、諸説まち／＼なり。

著者に就いては、袋草紙に、「業平朝臣所爲也」と見え、或は宇多天皇の更衣伊勢御の作とし、或は業平

の自記に、後人の加筆したるものとし、芹河行幸の段以下を、滋春の書き續ぎしたるものとする説あり。いづれもその明證なければ明ならず。この書は、枕草子以下の諸書に見え、後陽成、後水尾、後西の三朝



伊勢物語 (守屋孝藏氏所藏)

室御撰之研究に記したり。

この書は、諸本頗る多く、業平の自筆本と稱するもの、小式部内侍本と稱するもの、高二位成忠卿本と稱するもの等あり。高二位本は、朱雀院塗籠本といへり。また定家本、爲家本、時頼本、眞名本等あり。世に傳はりたる古寫本には、前田侯爵家所藏本、最明寺所藏古鈔本、守屋孝藏氏所

藏本、大島雅太郎氏所藏本、保坂潤治氏所藏本、烏丸光廣本、及び原富太郎氏所藏繪卷等あり。最明寺古鈔本は、奥書に、「寛元貳年中秋上六月主平時頼(花押)」とあり。昭和六年、古典保存會にて複製し、守屋本も、鎌倉時代を下らざるものにて、同四年、古典保存會にて複製したり。大島本は、昭和八年に、烏丸光廣本、及び原富太郎氏所藏繪卷は、同十年に、保坂本は同十一年に重要美術品に指定せられたり。刊

本には、慶長十三年の嵯峨本、及び寛永二十年、承應三年、寛文二年、元祿五年、延享四年、明和六年等の刻本數種あり。この外、群書類從には、朱雀院塗籠本を收め、續群書類從には、眞名本を收めたり。この書に關しては、帝國文學、國語教育、國語と國文學等の雜誌、及び新潮社文學講座、岩波講座、改造社日本文學講座等に、諸家の考説を載せたり。またこの書の註釋書は甚だ多く、その中主なるものは左の如し。

- 伊勢物語愚案抄 二 後陽成天皇
- 伊勢物語御抄 二 後水尾天皇
- 伊勢物語隨腦 一 傳在原滋春
- 和歌知顯抄 一 源經信
- 伊勢物語古註 一〇 未詳
- 伊勢物語愚見抄 二 一條兼良
- 伊勢物語九條禪閣抄 一 九條植通
- 伊勢物語山口抄 一 種玉院宗祇
- 伊勢物語宵開抄 一 牡丹花宵柏
- 伊勢物語惟清抄 二 船橋宣賢
- 伊勢物語直解 一 三條西實隆

- 伊勢物語紹巴抄 一 里村紹巴
- 伊勢物語闕疑抄 五 細川幽齋
- 伊勢物語秘決抄 六 高田宗賢
- 伊勢物語集註 一二 和田以悦
- 伊勢物語抒海 一〇 淺井了意
- 伊勢物語集註 一二 一華堂切臨
- 伊勢物語初冠 五 加藤盤齋
- 伊勢物語拾穗抄 五 北村季吟
- 勢語臆斷 五 契沖阿闍梨
- 勢語通 二 五井純禎
- 伊勢物語章甫抄 八 祖山春幸
- 伊勢物語殘考 三 釋似雲
- 伊勢物語童子問 二 荷田春滿
- 伊勢物語修刪 二 度會末雄
- 伊勢物語古意 六 賀茂真淵
- 伊勢物語初冠抄 四 壺井義知

伊勢物語新釋	六	藤井高尙
伊勢物語新考	一	釋海量
伊勢物語傍註	六	賀茂季麿
伊勢物語添註	二	清水演臣
伊勢物語參考	二	屋代弘賢
伊勢物語箋	一	橋守部
勢語圖說抄	五	齋藤彦麿
伊勢物語披雲	七	五十嵐篤好
伊勢物語傍註	二	山本秀麿
伊勢物語註解	二	加藤美樹
勢語章句	九	石原正明
伊勢物語俚言解	一	佐佐木弘綱

大和物語 二卷

伊勢物語の如く、和歌を主として、文章をば歌序のさまに書きたる歌物語なり。但しこの書は、伊勢物語の如く、専ら一人の行蹟を記したるものとは同じからず、概ね延喜天曆の間に於けるものにて、百

七十三條ばかりあり。

書名は、大和物語の外、別名あるを聞かす。大和に就いては、袋草紙に、「又其名目和語之由歟、」と記



大和物語 (藏所氏爲利山前爵侯) 語物和大

し、北村季吟は、大和詞を以て、和歌の道に關する古事を書きたるものといひ、賀茂真淵は、都べを萬葉に大和といひたれば、伊勢に對して、都物語の意とし、木崎雅典は、敦慶親王の侍女大和の筆とし、井上文雄は、大和は、日本の總稱なれば、日本の物語といふ意なりといへり。いづれも、一の推測に過ぎず、明證なければ從ひ難し。或は伊勢物語に對して、大和の國名を附したるものなるべしといふ説あり。なほ考究を要す。

皇の御作とし、北村季吟は、滋春の原作に、花山天皇の加筆し給ひしものとせり。これも皆たしかなる

徴證なければ、明ならず。この書の事は皇室御撰之研究にもせたり。

この書の古寫本は、前田侯爵家所藏あり。

奥書に、弘長元年十二年比、以家本令書寫之、同二年校合之、

六十五老比丘融覺

此一冊者、前大納言爲家法名融覺眞蹟也、以家本書寫之由見奥書、抑此物語正本不留布當世、仍備仙洞御覽畢、尤可謂絶代之至寶者也、

正二位源通村(花押)

と見えたり。刊本には、寛永十六年の古活字本、慶安元年、承應二年、明曆三年、享和三年の刻本、及び群書類從に收めたるものあり。

この書に關しては、野村八良博士の近古時代説話文學に見え、國語國文學雜誌、及び岩波講座日本文學、改造社日本文學講座等に諸家の考説を載せたり。またこの書の註釋書は左の如し。

- |         |   |      |
|---------|---|------|
| 大和物語抄   | 六 | 北村季吟 |
| 大和物語首書  | 五 | 和田以悦 |
| 大和物語虚清抄 | 八 | 木崎雅興 |
| 大和物語直解  | 三 | 賀茂眞淵 |
| 大和物語補翼  | 二 | 伴高溪  |
| 冠註大和物語  | 三 | 井上文雄 |

大和物語纂註  
大和物語管窺抄

三 前田夏蔭  
高橋殘夢

### 源氏物語 五十四帖 紫式部抄

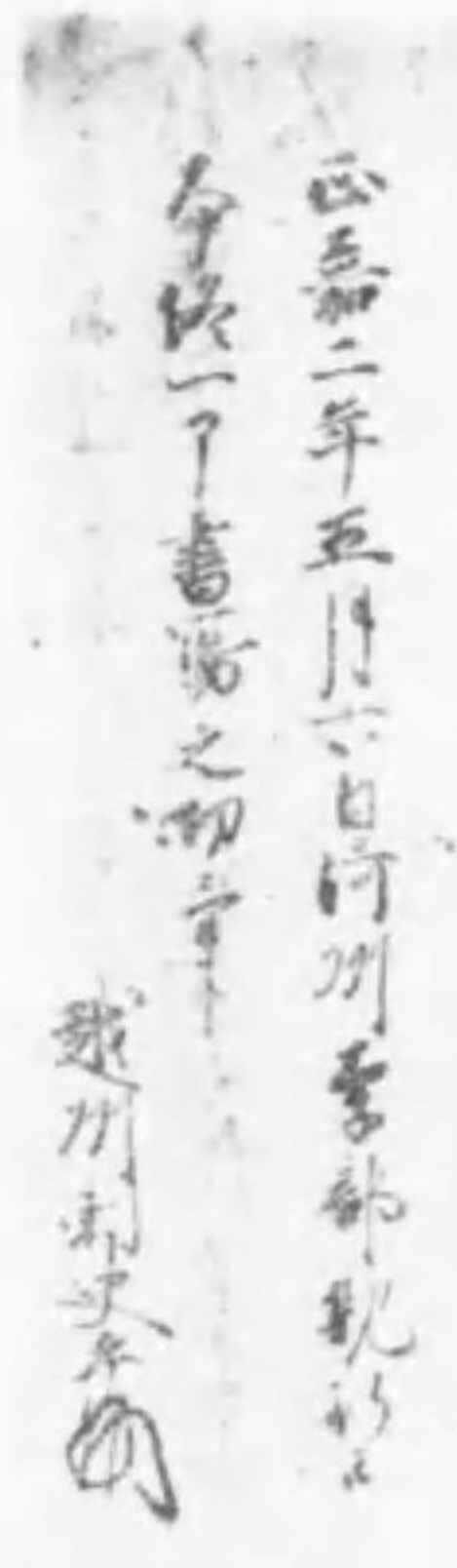
作り物語にて、源氏の君の出生より、その子薫大將の二十八歳に至るまで、前後六十四年間を叙したるものなり。更科日記に五十餘卷と見えて、桐壺より夢の浮橋に至る、五十四帖の卷毎に各卷の名称を附したり。この中、三十四、三十五の二帖を若菜上下とし、別に雲隱の一卷を合せて、五十四帖としたる説あり。

書名の源氏物語は、源氏の君を篇中の主眼としたるが故なり。紫明抄に、光源氏物語と記したるは、篇中源氏の君を光源氏といひたるが故なり。更科日記に、紫の物語と見えたるは、紫式部の作りたる物語の意なるべし。

著者の紫式部なる事は、諸書一致して、未だこれを非としたるものあらず。但し宇治大納言物語には、式部の父爲時が大要を記し、紫式部をして、詳細に叙述せしめたるよし見えたり。河海抄には、紫式部の原作にして、藤原道長の加筆したるものなるよし見え、また宇治十帖を紫式部の女大貳三位の書きたるものとしたり。されど、是等の説は、たしかなる徴證あるにあらず、いづれも推定に過ぎず。

柴式部は、式部丞藤原爲時の女にて、右衛門権佐藤原宣孝に嫁したり。和歌を能くし、博く和漢の舊記に涉り、典故に通じたるを以て、後上東門院に仕へたり。

この書の事は、柴式部日記、更科日記、榮華物語、濱松中納言物語、明月記以下の諸書に見え、後鳥羽、順徳の二代は、この書を御講讀あらせられて、これを批評し給ひし事後鳥羽院御口傳、八雲御抄に見え、後嵯峨上皇は、建長二年四月以後、毎旬この書を講せしめ給ひし事、岡屋關白記に見えたり。伏見天皇は、東宮の御時、この書の中、會得し難き事を論難せしめられたる事、弘安論義に見え、後醍醐、後村上、長慶の三朝もまた、この書を研究し給ひし事、仙源抄、河海抄に見え、後水尾天皇は、この書を講じ給ひし事、无上法院殿御



源氏物語 (藏所氏親義川徳爵侯)

日記に見えたり。この外歴朝のこの書を考究し給ひし事、書寫校合し給ひし事は、諸書に散見せり。近代に至りては、この書の研究盛にして、昭和七年十一月には、東京帝國大學文學部に於いて、この書に關する展覽會を開催し、諸本、註釋等、六百七十八部を集め、同國文學研究室に於いて、源氏物語に關する展

觀書目錄一冊を出せり。

この書は、世に聞えたる諸本多く、河海抄によるに、二條伊房本、冷泉朝隆本、堀河俊房本、從一位麗子本、法成寺關白本、五條三位俊成本、定家本、河内本等あり。定家本を青縹紙本といへり。河内本は、河内守源光行が、諸本を參照して、校定したるものなり。後この本廣く流布し、青縹紙本と共に世に行はれたり。

古寫本の現存したるは、高松宮御所藏、曼殊院所藏、侯爵徳川義親氏所藏、侯爵前田利爲氏所藏以下の諸本尠からず。この中、曼殊院本は、大正六年、國寶に指定せられたり。刊本は、萬治三年の刻本以下多し。この書の繪卷の事は、長秋記、明月記、看聞日記等に見えたり。今傳はりたるもの、中、最も古きものは、徳川侯爵所藏隆能筆と稱するもの、及び石山寺所藏傳光起筆末摘花一卷、原富太郎氏所藏白描畫入浮舟卷一冊あり。石山寺本は、明治三十年、國寶に指定せられ、原富太郎氏は、昭和十年、重要美術品に指定せられたり。刊本は、元和九年の古活字本、承應三年、萬治三年、以下の刻本尠からず。

この書に關しては、帝國文學、國學院雜誌、藝文、國語と國文學、國語國文の研究、歴史と國文學、國語教育、歴史と地理、史海、心の花、月刊日本文學、學燈、及び新潮社文學講座、岩波講座日本文學、改造社日本文學講座等に、諸家の考説を載せたり。またこの書の註釋書は頗る多く、その中おもなるものは、左の如し。

仙源抄	一	長慶天皇
源氏釋	一	藤原伊行
奧入	一	藤原定家
紫明抄	一〇	素寂
原中最秘抄	一	親行
河海抄	二〇	四辻善成
花鳥餘情	一五	一條兼良
源語秘訣	一	同
孟津抄	五四	九條植通
弄花抄	一〇	牡丹花宵柏
明星抄	二〇	三條西實條
林逸抄	二五	林宗二
萬水一露	六〇	能登永閑
岷江入楚	五五	中院通勝
湖月抄	六〇	北村季吟
源註拾遺	八	契沖阿闍梨

源氏物語新釋	五四	賀茂真淵
源氏物語玉椿	五	細井貞雄
源氏物語玉の小櫛	九	本居宣長
源註餘滴	一九	石川雅望
源氏物語評釋	一三	萩原廣道
源氏物語講義	一一	鈴木弘恭
源氏物語新解	三	金子元臣
源氏物語官職故實秘抄	八	壺井義知
源氏物語關係書目解題	一	重松信弘
源氏物語研究書目要覽	一	藤田徳太郎

世繼 四十卷

自宇多天皇、至堀川院御宇、載君臣事、藤爲業撰

圖書寮本、(荷田在滿舊藏)内閣一本、神宮文庫一本、その他「藤爲業撰」の四字なきものあり。

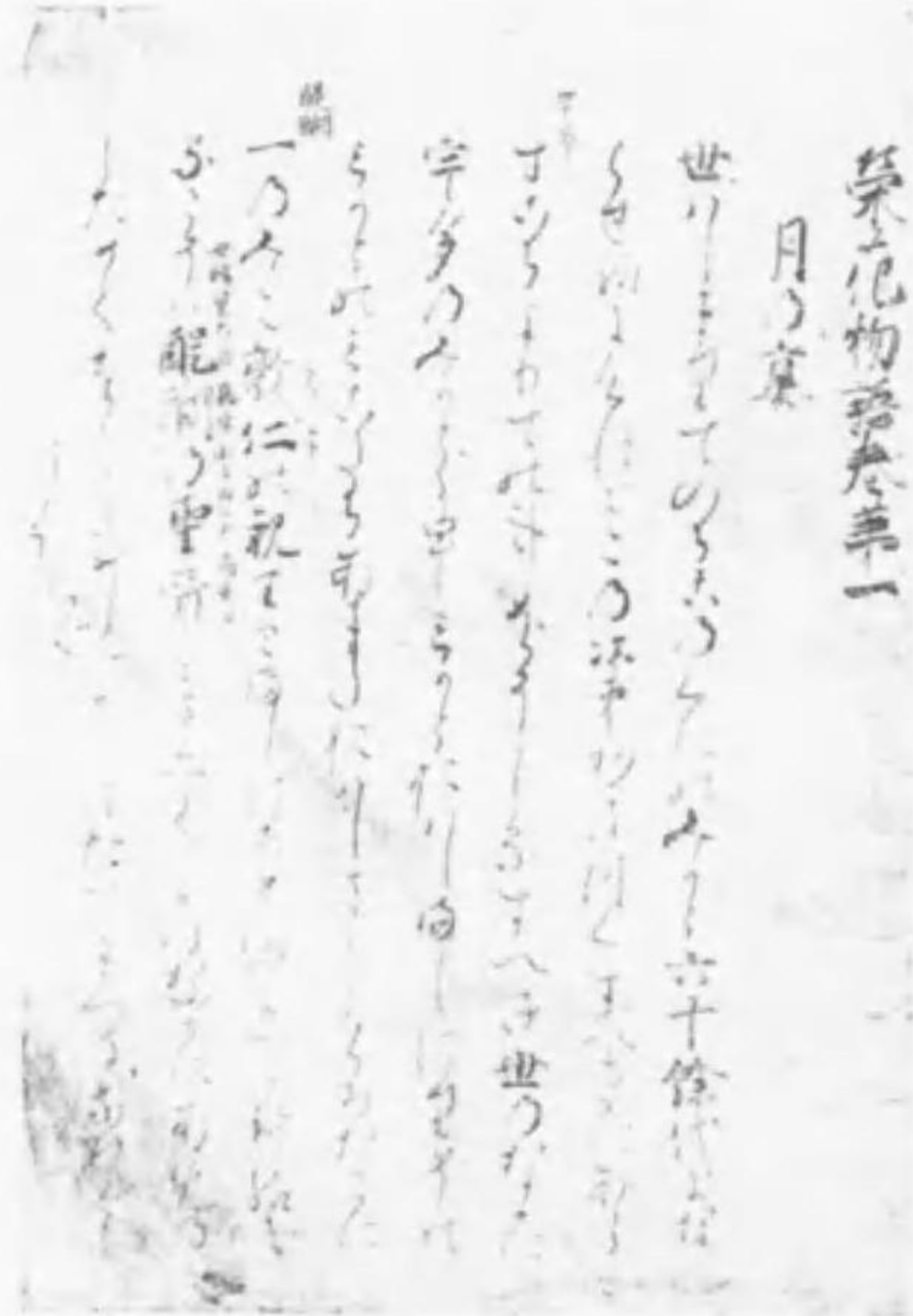
榮華物語の一名にて、宇多天皇より、堀河天皇寛治六年に至る假名文の歴史なり。「載君臣事」とあるは、歴朝、及び藤原氏の事を記したるが故なり。世繼は、世代繼承の意にて、御代御代の事を書きたる故

の名稱なり。讃岐典侍日記以下の諸書に、世繼と記したるもの多し。榮華物語は、藤原氏の中、特に道長の榮華を主として、叙したる故に名づけたるものにて、本書の中に、榮華の名見え、八雲御抄以下の諸書に、榮華物語としたるもの尠からず。

この書は、編年體なれど、源氏物語の如く、卷毎に卷の名を附し、第一月の宴より、第四十紫野に至れり。この中、第三十鶴の林までを上篇とし、第三十一殿上花見以下十卷を下卷としたり。これを上下に分ちたるは、根合卷の中に榮華の上の卷と見えたるにて證すべし。

榮華物語卷第一

月)宴



(藏所氏義實西條三持伯) 語物華榮

この書の上篇は、第一月の宴、第七疑、第三十鶴の林等の文と、古今集序註等によれば、後一條天皇の御代になりしものなるべく、下篇は、第三十三さるはわひしと歎く女房の巻と、讃岐典侍日記とを参照するに、鳥羽天皇の御代を下らざるもの、如し。

代を下らざるもの、如し。

この書の著者を藤原爲業としたるは、尊卑分脈にも見えなれど、爲業は、丹後守爲忠の子にて、安元、

承の頃の歌合に出詠したれば、上篇は勿論、下篇の成りたる時より以後の人にて、この書の著者にあらざる事は明なり。この外色葉和歌集、日本紀私抄には、赤染衛門の作としたり。赤染衛門は、赤染時用の女にて、後冷泉天皇の御代の頃の歌合の作者たりし事、袋草紙に見えなれば、赤染衛門を以て、上篇の著者とするには、不可なきが如しと雖ども、

なほ明證の發見するにあらざれば、斷定し難し。下篇の著者も、内容によれば、女子の筆か、或は女子の日記等を参照して、記したるものなるべく、契沖阿闍梨は、出羽守季信の女出羽辨を著者に擬したれど、推定に過ぎず。詳なる事は、榮華物語詳解の首卷、及び新潮社の文學講座に載せたる榮華物語の研究に記せり。なほこの書に就いては、岩波講座日本文學、改造社日本文學講座にも、諸家の考説を載せたり。

この書の古寫本の世に傳はりたるは、三條西伯爵家の所藏、及び富岡益太郎氏の所藏本あり。三條西本は、昭和十年、國寶に、富岡本は、昭和十一年、重要美術品に指定せられたり。また繪卷には、三條公爵家所藏駒くらへ行幸



(藏所氏輝公條三爵公) 幸行競駒

一卷あり。第二十三駒くらべの巻にして、昭和六年、國寶に指定せられたり。刊本には、慶長の活字本、明暦の刊本、及び史籍集覽、國史大系等に收めたるものあり。その他の諸本、及び註釋書參考書は、榮華物語詳解の首巻に載せたり。

## 大鏡 六卷

文徳天皇嘉祥三年より、後一條天皇萬壽二年に至る假名文の歴史なり。御歴代の御事、后宮、女御、皇子、皇女の御事等をも記し、次に藤原冬嗣、及び、その子孫の攝關大臣たりし人の傳を記し、卷末に、藤氏の人々の逸事、及び昔の説話どもをのせたり。各傳は詳略一ならねど、主として道長の榮華を叙したり。序文に、雲林院の菩提講にて、大宅世繼、夏山繁樹といへる百數十歳の老翁が、見聞したる物語を侍の筆録せるさまに記したり。されば、處々問答したるさまのものあり。蓋し大宅世繼は、御歴代の意、夏山繁樹は、藤氏の繁榮の意を以て、名づけたるものなるべし。

大鏡の書名は、御歴代の事を記したる末に、「大犬丸繁樹の童名をとこ、いでくといみじうめでたしや、こゝらのすべらぎの御ありさまをだに鏡をかけ給へるに、」と見え、繁樹、世繼の贈答したる和歌に、あきらけきかぐみにあへば過ぎにしも今ゆくすゑのことも見えけりすべらぎのあともつぎ／＼かくれなくあらたに見ゆるふる鏡かも

と見えたるによれり。されば、東宮御元服部類に載せたる野宮公繼記には、鏡卷假名抄と記したり。大鏡の名は、

水鏡の卷の末に、世上さへ賢かりし世繼などいひける人の、大鏡など名付て、書置きたるには似ずして、詞もいやしく、僻事も多くして、○中略大鏡の卷などいへる物語も、凡夫のわざなれば、佛の大圓鏡智の鏡にはよも侍らじ、

と見えれば、平安朝末期以前よりありしなり。また世繼翁の物語なるが故に、駿牛繪詞には、世繼と記し、中古三十六人歌仙傳曾禰好忠傳には世繼物語と記したり。世繼、世繼物語の名稱は、榮華物語の別稱ともなりて、袋草子の中、卷一には、榮華物語を世繼物語とし、卷三貫之魚袋の歌の條には、大鏡を世繼物語と書して、まぎらはし。されば、顯昭の拾遺抄註には、榮華物語と區別して、世繼大鏡と記したり。この書の卷數六卷とあれど、實際公記には三冊とし、刊本は八卷として、これを六冊に綴りたるものあり。もとの卷數は明ならねど、三卷を正しとすべきにや。

この書のなりし年紀は、後一條天皇紀に、「位につかせ給ひて、十年にやならせ給ふらむ、今年萬壽二年乙丑とこそは申すめれ、」と記して、萬壽二年を今年といへるところ、この外にも散見せり。されば、この書を以て、萬壽二年のものとしたる説あり。げにや、本書に載せたる人々の官位は、概ね萬壽二年なれど、中には、それより以後のものあり。こは、時平の傳に、「今の三井寺の別當心譽僧都」とあれど、園



城寺長吏次第、寺門傳記補錄等によれば、心譽の三井寺長吏に補せられしは、長元元年なり。また師輔の傳に、「伊賀前司資國」とある資國は、長久四年伊賀守たり、道隆の傳の中に、「男一人うませ給へりしは、法師にて、明尊僧正の御房にこそおはすめれ、」とある明尊は、萬壽二年には、少僧都にて、長元元年大僧都に進み、同六年十二月權僧正となり、長曆二年三月大僧正に轉じたり。これによれば、萬壽二年になりしものにあらず、長久以後のものなる事は明なり。但しこの外、實賴の傳には、資家の中納言、兼賴の中納言とあり。資家は祐家にて、治曆三年中納言となり、兼賴は長久三年中納言となりたれど、この一節は、千葉本、徳川本等に見えざれば、後の追記ともいふべきものならんか。また時平傳の中に、菅原道眞の都府樓の詩をのせて、白樂天の香爐峯の詩よりまさりたるよし、先儒の説をのせたるものあり。

この事は、江談抄にも見えたれば、江談抄によりて記したるものとし、この書を江談抄以後のものなるべしといへる説あり。されど、唯江談抄に見えたりといふ事のみにて、他に徴すべきものなければ、いかゞあらん。この書は、袋草子に引載したりしが、長承三年の打聞集中に、これと同文なるもの處々に散見したれば、蓋し長久以後、長承までの間になりしものなる事は、疑ひなかるべし。然るを、殊更に萬壽二年としたるは、いかなる故か、その理由は明ならねど、この書は、道長の榮華を主として叙したるものなれば、道長としては、「望月のかけたる事のなしと思へば」と詠じたるが如く、一生の中、圓滿にして、最も榮華の極點に達し、いさ、かも悲むべき事なきは、萬壽二年五月、雲林院の菩提講の頃なるが故

なるべし。即ちそのころ、賴通、教通、賴宗、能信、長家の五子は攝關、大臣、納言となり、女子の中、彰子、妍子、威子は、后位に登りて、彰子、妍子は、後一條、三條兩帝の國母となり、東宮の御母となり給へり。また嬉子は、東宮に参りて、數月の後御産あるべく、寛子は、小一條院の女御となり給ひ、尊子は、源師房の室となりて、うちそろひ、榮達をきはめ、唯賴宗の弟顯信が、十四年前に出家したるのみなりき。此の如く萬壽二年五月までは、缺けたる事なかりしが、二ヶ月の後、七月には寛子薨じ、八月には嬉子薨じて、不幸うちつゞきたれば、特にそれより以前としたるものなるが如し。

この書の著者に就いては、古書に見えたるものに二説あり。一は道長の子能信の著とし、二は藤原爲業の著としたり。

(一) 道長の子能信の著としたるものは、

日本紀私抄に、摩訶大圓鏡、自文德至後一條十五帝、自冬嗣公至道長公七代歟、大納言能信作、御堂關白道長息、

とあり。能信は、治暦元年二月、七十一にて薨じ、長久より二十餘年の後にて、資家中納言たる事の後追記とせば、年次の上にては、不可なきが如しと雖ども、能信の著としては、疑はしき點あり。まづ本書の中に、能信の事の見えたるは、師尹の傳に載せたる寛仁元年八月九日皇太子御退位の條、公季傳の中、能信妻の事、及び道長傳の中、子女の條、無量壽院供養の條にあり。その記事のさまにては、能信

の著とすべきよしも、これを否とすべき確證もなければ、能信の文事に關する事は、他に開ゆるところな

左大臣冬嗣 内院 左大臣良房 右大臣

右大臣良相 右大臣 中納言良良 左大臣

左大臣基経 左大臣 左大臣特平 左大臣

左大臣仲平 左大臣 左大臣忠平 左大臣

左大臣實頼 左大臣 左大臣頼忠 左大臣

左大臣師平 左大臣

左大臣冬嗣 左大臣

左大臣良房 左大臣

左大臣基経 左大臣

左大臣仲平 左大臣

左大臣實頼 左大臣

左大臣師平 左大臣

左大臣冬嗣 左大臣

左大臣良房 左大臣

左大臣基経 左大臣

左大臣仲平 左大臣

左大臣實頼 左大臣

左大臣師平 左大臣

左大臣冬嗣 左大臣

左大臣良房 左大臣

左大臣基経 左大臣

左大臣仲平 左大臣

左大臣實頼 左大臣

左大臣師平 左大臣

左大臣冬嗣 左大臣

左大臣良房 左大臣

左大臣基経 左大臣

左大臣仲平 左大臣

左大臣實頼 左大臣

左大臣師平 左大臣

左大臣冬嗣 左大臣

左大臣良房 左大臣

左大臣基経 左大臣

左大臣仲平 左大臣

左大臣實頼 左大臣

左大臣師平 左大臣

左大臣冬嗣 左大臣

左大臣良房 左大臣

左大臣基経 左大臣

大鏡 (藏所氏明胤業千)

く、勅撰集に收めたる和歌も一首のみにて、頼通、頼宗、長家の兄弟に比するに、甚しく歌數の少きを以て考ふるに、その著とせん事は、信するに足らず。

(二) 藤原爲業の著としたるものなり。尊卑分脈爲業の下に、「世繼作者」と註したるによりて、大日本史以下、これによりて、爲業をこの書の著者としたり。されど、爲業は、治承二年の歌合の作者なれば、この書の著者とするには、年代合はず。

この外、井上通泰博士の南天莊雜筆には、源重信の子民部卿通方の著としたれど、通方は、長久五年に薨じたれば、この書を長久以後のものとするに合はず。關根正直博士は、大鏡新註に、通方の子大納言經信の著としたり。經信は、承徳元年に薨じて、年代もあひ、

材學世に聞えたれば、この書の著者とするには、否定すべきところなけれど、他にたしかなる典據なけ

れば、容易に従ひ難し。また山岸徳平氏の大鏡概説には、伊賀前司資國などを知れる人が、特に源高明、俊賢の父子に關係ある人の著ならんといへり。なほ考究を要すべきなり。

この書のなりしにより、この後その前篇として、水鏡の撰あり、續篇として、今鏡以下、次々に世に出づるに至れり。この書の事は、藤原清輔の袋草子、同顯昭の拾遺抄以下の諸書に引載せられ、

花園天皇宸記には、正和二年五月七日、今日初見大鏡、勾當内侍所持之本也、とありて、これを閲覽し給ひしなり。勾當内侍はいかなる人にか、その本の傳來詳ならず。また

實隆公記に、延徳二年十月廿七日、終日安閑大鏡 御寮御本、自連輝軒傳信、三冊一覽、有其典、自文徳、至後一種々有典 事也、往年電覽如夢、令一覽尤可備才覺者也、追而可寫留者也、と記せり。連輝軒は、伏見宮の御連枝永崇なるよし、親元記に見えたり。

この書の古寫本は、圖書寮所藏桂宮本、千葉胤明氏所藏本、公爵三條公輝氏所藏本、侯爵徳川義親氏所藏本、池田龜鑑氏所藏本以下多し。この中、千葉本は、大正十四年、池田本は、昭和十年、古典保存會にて複製し、千葉本は、昭和八年、重要美術品に指定せられたり。刊本には、古活字本、及び板本あり。また史籍集覽、日本文學全集、國史大系等にも收めたり。この外明治三十年の頃、萩野由之、關根正直、松井簡治

三博士の校刊したるものあり。

この書に就いては、史學雜誌、國語と國文學、月刊日本文學、及び新潮社文學講座、岩波講座日本文學、

改造社日本文學講座等に、諸家の考説を載せたり。この書の註釋書は左の如し。

大鏡短觀抄	一	大石千引
大鏡註釋	三	鈴木弘恭
大鏡詳解	三	小中村義象 落合直文
大鏡詳解	一	佐藤球
大鏡新註	一	關根正直

水鏡 三卷 中山内府抄

神武天皇より仁明天皇に至る、假名文の歴史にて、大鏡より以前の時代を記したるものなり。大鏡の體にならひて、序文に、七十三歳の老尼が、龍蓋寺に參り、泊瀬に參籠したる夜、懇になりたる修行者が、曾て葛城にて聽きたる神武天皇以來の事を語りたるさまに記せり。

水鏡の書名に就いては、

卷末に、大鏡の卷も、凡夫のしわざなれば、佛の大圓鏡智のかゞみには、よも及び侍らじ。是ももし大かゞみにおもひよそへば、そのかたちのたゞしく見えすとも、などか水鏡のほどは侍らざらんと

てなん、

と見えたり。

卷数は、看聞日記にも三卷と見えて、今の本も三卷なり。即ち上卷は、神武天皇より欽明天皇に至り、

一廿二、敏達天皇十一年、神武天皇より、  
 廿二、敏達天皇十一年、神武天皇より、  
 廿二、敏達天皇十一年、神武天皇より、  
 廿二、敏達天皇十一年、神武天皇より、  
 廿二、敏達天皇十一年、神武天皇より、  
 廿二、敏達天皇十一年、神武天皇より、  
 廿二、敏達天皇十一年、神武天皇より、  
 廿二、敏達天皇十一年、神武天皇より、  
 廿二、敏達天皇十一年、神武天皇より、  
 廿二、敏達天皇十一年、神武天皇より、

水鏡 (藏所寺修專)

中卷は、敏達天皇より孝謙天皇に至り、下卷は廢帝(淳仁)より仁明天皇に至れり。薩戒記に一帖と記したるは合綴したるものなるべし。この書の著者中山内府は、内大臣中山忠親にして、忠親の事は貴嶺問答の條(四四三頁)にあり、その後裔定親の記したる

薩戒記にも、應永三十三年十一月十六日乙巳、天晴、今日當番、依昨夜餘醉、秉燭之程參入、令盲女歌之、藤中納言、並雲客兩三

祇候、下賜宸筆水鏡一帖於予、此抄中山内大臣御作也、正本紛失、而今賜此御本、頗家寶也、可祕可祕、と見えたり。但し序文に、老尼の齡を七十三としたるは、著者に關係ありしもの如く見ゆれども、忠親は、六十五にて出家し、やがて薨じたればあはず。伴信友は、これに就いて、

比古婆衣に、その齡の人に書いて與へ給へるを、反さまにそれが仙人にき、たるよしとして、またかくさまにおのれその仙人となりて、語れる趣を下にふくみて、寓言せられたるにもやあらん、何れにも、この年立にあづかる事とはきこえず、

と辨説したれど、殊更に七十三といへるは、よしありげなる事なり。但し柳原紀光の

砂巖六に、水鏡物語上下二帖、是は雅頼卿自神武以來、代々の不思議を文武の御時まで註給へり、又其次々を後人註云々、

と見えたり。たしかなる徴證なく、且つ雅頼は、中納言源雅兼の子にて、中納言に至り、文治三年、六十一にて出家し、その年齢もあはざれば、信するに足らず。この書は、扶桑略記を假名文にしたるが如き痕迹頗る多し。

この書は、永和元年十月廿一日、信兼の寫したるよしの奥書最も古く、後小松天皇の宸筆を染め給ひし御本を中山定親に下賜せられたる事、前掲の薩戒記に見えたり。また

看聞日記に、永享五年五月三日、内裏水鏡三帖進之、被返下了、

とありて、伏見宮御所藏の御本を、後崇光院より、後花園天皇に上られたるを返附せられたるなり。

この書の古寫本は、專修寺の所藏、寶生院所藏卷下、前田侯爵家の所藏、侯爵徳川義親氏の所藏本等あり。專修寺本は、昭和十年、國寶に指定せられたり。刊本には、古活字本、板本、及び史籍集覽、國史大系

等に收めたるもの等あり。

この書に就いては、史學雜誌、歴史地理、史學界、及び岩波講座日本文學等に、諸家の考説をのせたり。

この書の註釋書は左の如し。

- 水鏡觀短抄 一 大石千引
- 水鏡詳解 一 江見清風

### 唐鏡 十卷 茂範卿抄

大鏡などのさまにならひて、漢土の歴史を國文にかきたるものなり。即ち太宰府の安樂寺にて、宋僧二人の物語を筆録したるさまに記したり。

著者茂範は、文章博士藤原經範の子にて、累代紀傳道を以て事へ、從二位、文章博士となり、永仁二年、五十九にて出家せり。

卷數は十卷にて、宋の大祖までありしかど、今傳はりたるは六卷にて、伏羲氏より、餘晉恭に至れり。この書の事は、

看聞日記に、永享三年三月八日、抑禁裏、唐鏡有叡覽度之由被仰下、累代之御本十卷進之、始終可進置之、由申入、

宣胤卿記に、文明十二年九月二日、秉燭程參内、余、爲廣卿、忠顯朝臣、菅原和長等祇候、唐鏡有校合、廿二日、今日當番第二參也、食後着衣冠參内○中被出唐鏡御本、令校合了、

と見えたり。後水尾天皇の古官庫歌書目録には、「唐鏡下不足一冊」とあり。世に傳はりたる寫本は、神宮文庫に古寫本を影寫したる卷二の一卷、及び卷五までにて、内閣本も卷五まであり。彰考館本は、高田與清の舊藏本にして、卷六まであり。此の如く、傳本あれば、黒川春村の碩竄漫筆に、唐物語と題したるものを以てこの書のこととしたる説の誤りなるは明なり。なほこの書の事は、後藤丹治氏、(藝文第十五卷九)及び山岸徳平氏、(岩波講座日本文學)の考説あり。

### 今鏡 同卷

大鏡の後を承けたるものにて、後一條天皇萬壽三年より、高倉天皇嘉應二年に至る假名文の歴史なり。序文、及び御歴代、藤原氏の攝關大臣を敍したるは、大鏡と同じく、外に諸皇子村上源氏をあげ、村上、圓融、一條の三代、佛道、名匠、和歌物語等の事をのせたり。序文には、或都人が、長谷寺に參詣の途中、老嫗が、世繼翁の物語したる大鏡の後を承けて、語りたるまゝ、を筆録したるさまに記せり。

この書は、全編十巻を序文の外、六部目、六十九篇に分ち、部目は、天皇、藤氏等にて、篇名は源氏物語、榮華物語等にならひたり。その目左の如し。

#### 序文

すべらぎ上中下 雲井より、二葉の松に至る二十六篇あり。

藤なみ上中下 藤波より、志賀のみそぎに至る三十一篇あり。

村上源氏 うた、ねより、もしほの烟に至る九篇あり。

みこたち 源氏のみやす所より、はら／＼の御子に至る五篇あり。

むかしがたり あしたづより、かしこき道々に至る五篇あり。

うちぎき 敷島のうちぎき、ならの御代、作り物語のゆくへの三篇あり。

この書を今鏡と名づけたるは、

序文に、さては五月五日、舟のうち、浪の上こそあなれ、午の時にや生れたると侍りしかば、しか程に侍りけるこそ、おやは申し侍りしなど申せば、も、たび鍊もたるあか、ねなりとて、いにしへをか、み、今をか、みるなどいふ事にてあるに、いにしへもあまりなり、今鏡とやいはまし、まだをさ／＼しげなる程よりも、年も積もらず、見めもさ、やかなるに、小鏡とやつけましなど、侍りしなど語れば、

と見えたり。も、たびねりたるあか、ね、は、白氏文集卷四、百鍊鏡の詩にて、「太宗常以人爲鏡、鑒古鑒今」とあるをいひ、これによりて、今鏡と稱したるなり。増鏡の序文にも、今鏡と記したり。また畠山一

清氏所藏鎌倉時代の古寫本の内題には、新世繼とあり。蓋し新は今の意にて、今世繼とよむべきものなるべし。また侯爵徳川義親氏所藏應永古寫本には、續世繼とし、實際公記文龜三年九月五日の條にも、續世繼と記し、流布の刊本、その他續世繼と題したるもの多し。新世繼といひ、續世繼といへるは、いづれも、大鏡を世繼の物語とも稱したれば、これに對して、新を附し、續篇の意にて、續世繼と稱したるものならん。増鏡の序に、この書の後をうけたるものを彌世繼と稱したるよし、記したるを以ても、これを證すべし。故に伴信友が、榮華物語を世繼とも唱へたれば、その續篇なるが如くいひたれど、榮華物語は、寛治六年を終としたれば、この書の、堀河天皇の御代に接續せず、また同書上卷三十鶴の林の卷も、萬壽四年なれば、この書の萬壽二年までと接續せざるによりても、その説の謬りなる事は明なり。

この書の著者は、いかなる人か、いつの頃なりしものか、明記せざれど、この書は、前述の如く、嘉應二年を終として、

序文にも、世繼が申しおける萬壽二年より、ことしは嘉應二年庚寅なれば、も、とせ餘りよそぢの春秋に六とせばかりや過ぎ侍りぬらん、

と記したれば、黒川春村の碩叢漫筆には、「實は前年の春など、書とめられしものなるべし、」といへり。げにやこの書に載せたる人々の官位の中、嘉應二年を下りたるもの見えざれば、その頃撰びたるものとすとも、不可なかるべし。且つ畠山一清氏所藏古寫本の、

奥書には、書寫本云、承安五年之比、以或人之本書寫畢、

右兵衛權佐在判

とあり。承安五年は、嘉應二年より五年以後なれば、その嘉應、承安年間になりしものなる事は、言ふを俟たず。

この書の著者に就いては、古書に記したるものに甲乙の二説あり。甲は某大臣とし、乙は長門守爲綱としたり。

甲 某の大臣としたるものは、

増鏡の序文に、またなにがしのおとゞのかき給へるとき、侍りし今鏡には、後一條より、高倉院までありしなめり、

と見えたり。なにがしのおとゞとは、いかなる人か、これに就いては、後の考説に二あり。一は中山忠親とし、二は土御門通親としたり。

一 中山忠親の著としたるは、黒川春村の碩叢漫筆にて、忠親は、大鏡より上を補ひたる水鏡を著したれば、この書もまた、忠親の書きたるものならんといへり。忠親は建久二年内大臣に任じ、嘉應二年は四十歳の時なり。また本書の中に、忠親、及びその父忠雅の事を記したるは、

花の山の卷に、花山院のおほきおとゞ忠雅、また中納言忠親など申して、おやの御子なれば、よきか

んたちめたちにぞおはする、ときこえ給ふ、忠親の中納言、これも親たちのおはせしやうに、雅兼の子の雅頼の中納言と、藏人頭になられて、宰相中納言にも同じやうに、うちつゞきのほり給ふなるも、いとかひなくしく、忠雅のおとゞは、三位中將、大臣大將など歴給ひて、おほきおとゞまで至り給へり、

とあり。嘉應頃に於ける忠親の年齢と、この書に載せたる記事とによれば、これを忠親の著に擬すとも、不可なきが如し。されど忠親の著ならば、この書の中に、忠親の著といへる水鏡の事なかるべからず。また水鏡にも、この書の事あるべきなり、然るに、兩書中、その記事見えざれば、忠親の著とせん事はいかゞあるべき。且つこの書と、水鏡と、その筆致文體同じからざれば、同一の著者にあらざる事は明なり。但し水鏡を忠親の著にあらすとせば、更に一考を要すべし。

二 土御門通親の著としたるは、屋代弘賢にて、弘賢は、増鏡の序文の「なにかしのおとゞ」に、源通親と傍註したり。その理由を記したるものなければ、詳ならねど、關根正直博士は、この説に従へり。そのよしは、榮華物語、大鏡は、藤氏の傳に限れるを、この書は、藤なみの後に、村上源氏をついで、また第五藤の初花の卷に、「藤氏は一の人にて、源氏は御母方やむごとなし、」とあるによりても、その系の人の筆なるを證するに足れりといへり。然れども、通親は、正治元年六月、内大臣に任じ、嘉應二年は二十二歳にて、若年の時なり。且つ新枕の卷に、通親の父内大臣雅通の養父雅定の事を、「御心ばへな

どすなをにて、いとらうある人にておはしける」といひ、「さえもおはして、公事などもよく仕へ給ひけり、笙の笛など、すぐれ給へり、」と記したるに、雅通の事をば「御能どもつき給はぬぞ口をしく侍る、」と記したり。殊更に、父雅通に對する批評のよからぬによりて考ふるに、この書を以て、通親の著とせん事も、妥當ならずといふべし。

此の如く、中山忠親にもあらず、土御門通親にもあらずとせば、その他土御門天皇の御代の頃までの間に、大臣たりし人の中より索めざるべからず。この間大臣たりし人は、二十五人あれど、この中、嘉應二年の頃、未だ生れざりし人、及び二十歳未滿のもの十二人あり。三十歳未滿の人は、松殿基房、西園寺實宗、並に廿六歳三條實房、平宗盛、並に十四歳花山院兼雅、廿三歳九條兼實、廿二歳の六人あれど、いづれも著者に擬すべきやうもあらず。この外、中院雅通、五十歳大炊御門經宗、五十歳花山院忠雅、四十歳藤原師長、平重盛、並に十三歳徳大寺實定、三十歳の六人あり。この中、中院雅通は、前に述べたるが如く、本書の批評よからず。また花山院忠雅は、水鏡の著者忠親の父なれば、水鏡の序文中、必ずこの書の事なかるべからず。然るに、その事見えざれば、忠雅の著とせん事も疑ふべし。また大炊御門經宗は、文筆に關する事聞えず、平重盛は武將なれば、この書の著者に擬すべからざるは言ふを俟たず。されば、文學を好みたる頼長の子師長、詩歌を善くしたる徳大寺實定などより外には、求むべきものあらず。されど、かざり太刀の卷に、師長の事を記し、宮ぎの、卷に實定の事を記したるさまにては、いづれも著者とすべき微證も、否とすべき記事も見

えず。

乙 長門守爲綱の著としたるは、

日本紀私抄に、續世繼長門守爲綱作、常葉三寂隨一也、

と見えたり。常葉三寂は、尊卑分脈に、藤原爲忠を「歌人、號常磐丹後守、」と記し、その子爲業、賴業、爲經の三子は、出家の後、各寂の字を冠して、爲業を寂念、賴業を寂然、爲經を寂超といひ、同書に、「此兄弟三人、共有和漢才、世人號大原三寂、共皆歌人也、」と記し、爲經の下に、長門守とあれば、爲綱は爲經の誤なるべし。なほ爲經の事は、

本朝世記に、康治二年五月十日丙寅、皇后宮少進藤爲經出家入道便登天台山畢、爲經者、正四位下木工權頭兼丹波守爲忠第三子、頗好文學者也、

とあり。この書のなりし嘉應の頃まで、寂超の世にありし事は、嘉應二年十月九日住吉社歌合の作者に、「右沙彌寂超」とあるにて、これを證すべし。また本書の中、爲經に關する事は見えざれど、その父祖の事あり。即ち宇治河瀬の卷に、父爲忠は、白河法皇の御乳母子知綱の孫にて、その妻は、待賢門院の女房となりたれば、その縁によりて、五節の舞姫を上り、昇殿を聽されたるによりて、平忠盛が、

思ひきや雲の月をよこに見て心のやみにまよふべしやは

と詠じたる事を記し、三條烏丸殿を造營したる時は、正四位下に敘せられ、「顯頼の中納言は、大原うと

新世繼  
くおほゆとぞ、よろこびいふとて、戯れられける、」と記し、また二

新世繼 (藏所氏請一由品)

二条の...  
あまの...  
元二年七月十一日...

くおほゆとぞ、よろこびいふとて、戯れられける、」と記し、また二條大宮、及び御堂、院御所を造進して加階し、よりて紀貫之の官、木工權頭を兼ねたるを名譽としたる事など見えたり。根合の卷には、郁芳門院の御乳母なる祖父知信が、女院の崩御により、出家して、日野に住みし頃、筑前の御と、和歌の贈答したる事を、金葉和歌集に誤り傳へたるよしなどを記せり。此の如く、祖父、及び父の事を殊更に敘したるさまは、本書の著者と關係あるに似たり。且つ増鏡の序文には、この書の後を承けて撰びたる彌世繼を隆信の著としたり。隆信は爲經の子なれば、かたゞ以て、爲經を著者と推定する事は、不可なきが如し。彌世繼世に傳はらば、その序文によりて、この書の著者を知るを得べし。

此の如く、増鏡の序に、何がしのおとこの著としたれど、これに擬すべき大臣は、師長、實定以外になく、日本紀私抄にいへる長門守爲綱を、爲經の誤として、この書を爲經の著となし、これを考査するときは、不可なきが如しといへども、尙考究を要すべし。



この書の古寫本は、高山一清氏の所藏最も古く、前に掲げたるが如き承安五年の奥書ありて、次に所書寫之本者、前右京權大夫信實本也、

と記したり。この本は、昭和十年、國寶に指定せられたり。この外、侯爵徳川義親氏所藏應永の古寫本、及び侯爵前田利爲氏所藏四五兩卷の古寫本あり。刊本には、慶安三年、及び天保十三年の板本あり。史籍集覽、國史大系等に收めたるものあり。また萩野由之、關根正直、松井簡治三博士の校定四鏡の中にあり。

この書の註釋は左の如し。

今鏡證註	三	關根正直
今鏡新註	一	同
續世繼問答	一	伊勢貞丈

### 彌世繼 二卷

安徳天皇より、後鳥羽天皇に至る、假名文の歴史なり。今鏡のあとをついで書きたるものなれば、續世繼の續篇といふ意なるべし。この書は今傳はらねど、大鏡、今鏡などにならひて、序文をそへ、今鏡、増鏡の如く、篇名を附したるものなるべく、その内容も、主として平清盛一族の事を記したるものならん。

この書の事は、

増鏡の序に、まことにや、いや世繼は、隆信朝臣の後鳥羽院の御ほどまでをしるしたるとぞ見え侍りし、

と見えたり。隆信は、長門守爲經の子なり。右京權大夫に至りて出家し、元久二年二月卒したる事、明月記に見えたり。

### 秋津島物語

神代の事どもを、假名文に書きたるものなり。秋津島の國號、及び天地開闢、天常立尊以下神々の事より、鷓鴣草葺不合尊に至れり。大鏡、水鏡、今鏡にならひて、この書の筆者も、住吉の方、かしの渡にて、出會したる鹽土翁と問答して、筆録したるよしに記したり。書名は、始に秋津島の國號を記したるによれり。著者は、何人なるか明ならねど、

その、ち、難波津のみかどうまれ給ひし年より、かけはくもかしこき食國みかどの建保六年、戊寅歳とは、すでに九百廿九年になりぬれば、

とあれば、順徳天皇の御代のものなるべし。

この書は、久しく世に聞えざりしが、大正十五年の頃、後藤丹治氏が、圖書寮の御藏本に就いて研究し、

藝文第十七年九號に、始めてこれを紹介し、更にその説を補正して、國語と國文學卷四十四にのせたり。同本は、桂宮の舊藏にて、江戸時代中期以前の寫本なり。後昭和二年、沼澤龍雄氏が、松井博士古稀紀念論文集に、その本文を収録して、別に解説を附したり。なほ後藤氏は、金澤文庫舊藏日本紀私抄書き入れに、秋津鳥物語七云として、養老三年の事見えたれば、この書は、神代以後、順德天皇の御代の頃までのものにして、二十卷はあるべしとの説を附せられしが、後人が更に神武天皇以下を追記したるものか、この書目録にのせたるものとは、同名異書にして、本朝書籍目録外録に記したる秋津鳥記五十卷などの事ならんか。なほ研究を要す。

## 續代系記 十卷

今傳はらねば詳ならず。或は系は繼の借字にて、今鏡を續世繼ともいへば、その重出にてもあらんか、續世繼も十卷にて、卷數の同じきによりても思ふべし。或は

實隆公記に、明應七年七月廿四日、戊午、皇代系紀料紙續之立筆了、

とある皇代系記の續篇などにや。但し僧官補任、天台座主次第條及び、平等院執印次第の條に引きたる皇代系記は、始めて天台座主を補したる事と、平等院建立の事を記したるものなれど、並に漢文にて、假名文にあらざれば、別のものなるべし。

## 蜻蛉記 三卷

圖書寮本、(荷田在滿舊藏)神宮文庫本、東京帝國大學本、前田本等一卷としたり。

天曆八年より、天延二年に至る假名文の日記なり。東三條兼家の妻の書きたるものなり。天曆八年、兼家の通ひそめたる頃よりはじめて、その子道綱の出生したる事、及び童殿上、元服等の事を記せり。但し天德三年より、應和元年に至る三年間の記事缺けたり。書名の由來は、上卷の終に、「物はかなきを思へば、あるかなきかの心ちするかげろふの日記とやいはむ、」とあるより出でたり。八雲御抄に遊士日記と見えたるは、かげろふを遊系と書きたれば、同音の文字を假りたるものなるべし。

著者は、陸奥守藤原倫寧の女にして、東三條兼家の妾なる事は、

大鏡兼家の傳に、次郎君は、陸奥守倫寧の女の腹におはせし君なり。道綱ときこえさせて、大納言までなりて、右大將かけ給へりき、この母君きはめたる和歌の上手におはしければ、この殿のかよはせ給ひける程のこと、歌などかきあつめて、かげろふの日記となづけて、世にひろめ給へり、と見えたり。なほこの書の事は、藤原定家が、この書、及び更科日記等を藤原家長に借したる事、明月記寛喜二年六月十七日の條に見え、また天福元年、後堀河上皇が、中宮と貝覆を行はせられたる時、上皇方の負態に出されたる月次繪の中に、この書の記事を選びて、畫かしめられたる事を、同書、及び古今著

聞集等に記したり。

この書の古寫本は、未だ世に知られたるものあらず。刊本は、元祿十年、寶曆六年、文政元年等に上木したるものあり。

この書に就いては、國語と國文學、言語と文學、及び新潮社文學講座、岩波講座日本文學、改造社日本文學講座等に諸家の考説を載せたり。この書の註釋書は左の如し。

蜻蛉日記考證	八	契	沖
蜻蛉日記環解	三六	坂	微
蜻蛉日記註釋		萩原	宗固

### 清少納言枕草子 二卷

思ひよりたる事ども記したる隨筆なり。書中には、山は、峯は、集は、歌の題は、おぼつかなきもの、たとへなきもの、如き題目を附したるもあり、題目なきものもありて、三百一段あり。卷數は、群書類從に收めたるものも二卷なれど、清嚴茶話、及び群書一覽には、三卷とし、古活字本は五卷に分てり。

書名の枕草子は、寶物集、古今著聞集、徒然草、河海抄等に見えたれど、禁秘抄、八雲御抄には、清少納言記と記し給へり。蓋しもとは、無題なりしものならんか、枕草子とは、いかなる意にか、草子といふ事

に就いては、北村季吟、契沖阿闍梨は、草稿草案の義にて、清書しあへざるものといひ、また雙紙ともかきたれば、紙をならべかきつらねたるものなりといふ説あり。されど、草子は冊子の假り字にて、さくしの音便なり。冊子は、とぢたるものをいひたるにて、その例證あまたあり。枕といふにつきても諸説あり。その一は、枕ことの意なるべしといひ、その二は、

こと／＼なるものの條に、めでたき物など、枕詞をかきて、

とある枕詞の意なりといひ、その三は、

卷尾に、宮の御前に、内のおとより、たてまつり給へりしを、これに何をか、まし、上の御前には、史記といふ文をなん、か、せ給へるとの給はせしを、枕にこそはし侍らめと申し、かば、さはえよとて、給はせたりしを、あやしきを、こよや何やと、つきせずおほかる紙の數をかきつくさんとせしに、いと物おほえぬ事ぞおほかるや、

とあるよりいでたるよしにいへり。榮華物語若枝卷に、「色々の錦を枕草子に作りて、うちきたらんやうなり」とあるによれば、三の説是なるが如し。

著者に就いては、他に異説あるものあらず。清少納言は、少納言清原元輔の女にして、一條天皇の皇后定子に仕へたり。

この書の事は、榮華物語根合の卷に、物見車の立ち並びたるさまを、「清少納言がいひたるやうにめで



(藏所氏爲利田前爵侯) 子草枕

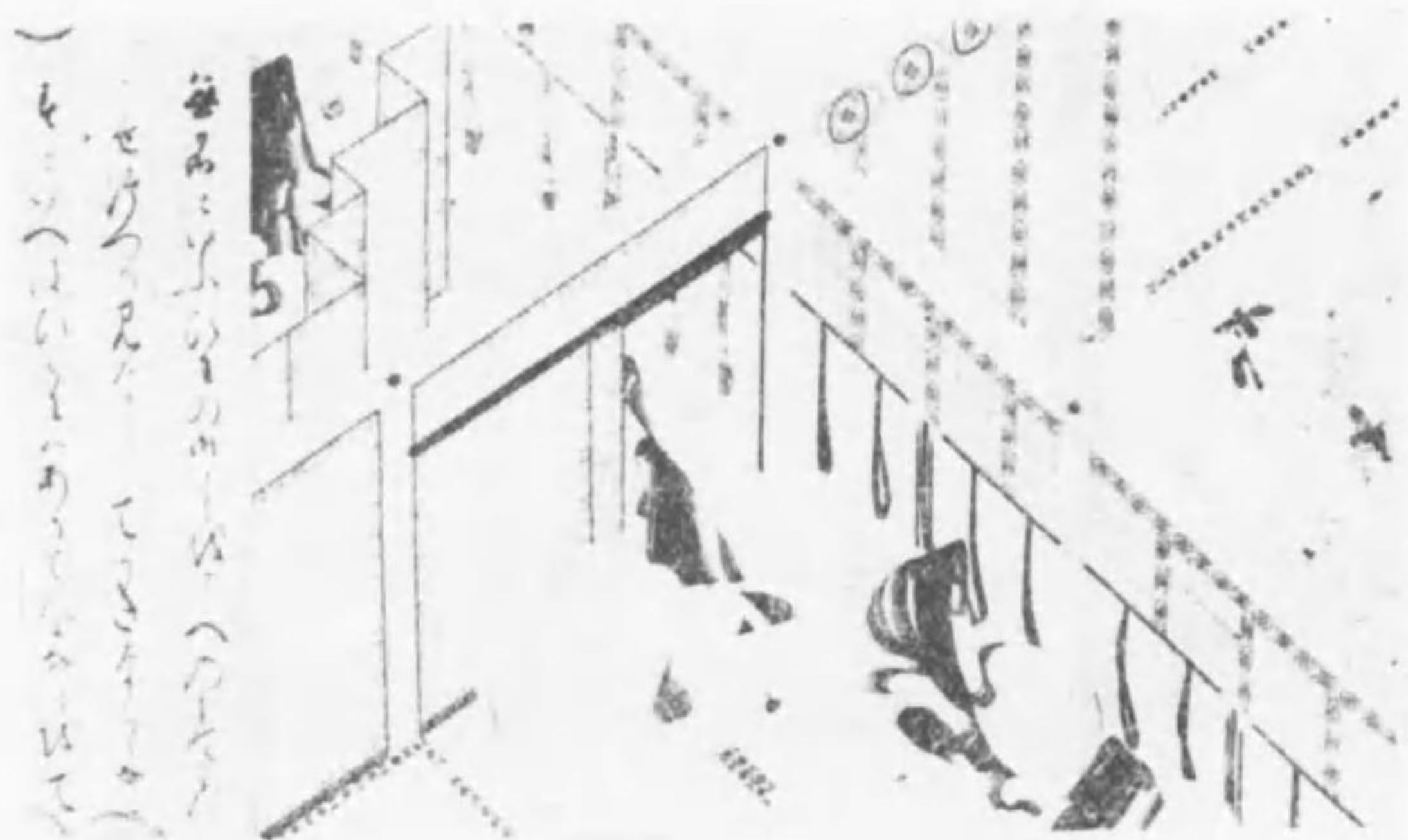
たし、と記したり。蓋しこの書百九十三段の「よろづの事よりも」の文をさしたるものならん。その他、明月記、八雲御抄以下の諸書に見えたり。

此書の古寫本は、前田侯爵家所藏本、三條西伯爵家所藏本、及び勸修寺伯爵家所藏本、富岡益太郎氏所藏異本三冊等あり。岡本は、昭和十一年、重要美術品

に指定せられ、前田侯爵家所藏本は四帖にして、昭和二年、盲徳財團にて複製したり。刊本には、慶長の古活字あり。慶安二年の板本あり。續群書類從以下の叢書に收めたり。

この書の繪卷物の事は、

看聞日記に、永享十年十二月三日、抑自室町殿御繪二卷給、此詞伏見院宸筆云々、實否御不審、定可存知歟、見て可申之由、女中より内々承、清少納言枕雙子繪也、殊勝也、宸筆雖相似不分明、慥御筆と



清少納言枕草子

(藏所氏勳長野淺爵侯) 卷繪子草枕

は不存、源中納言同前申、萩原殿、進子内親王御筆歟、繪も同前歟、其も不分明之間、宸筆とは慥不拜見之由御返事申、御繪聽返進了、

實際公記に、文明十五年九月廿七日、午後參内、枕草子繪三卷、依御書銘則推之、及昏退出、

と見えたり。萩原殿は、花園天皇の御事なり。看聞日記に見えたるものと、實際公記に記したるものとは、卷數もあはねば、別のものなり。今傳はりたるものに、淺野侯爵家所藏枕草子繪卷一卷あり。墨繪なれば、看聞日記に見えたるもの、一部ならんか。この繪卷は、大正十五年、大和繪同好會にて、寫真版として複製し、昭和八年、重要美術品に指定せられたり。

この書に就いては、國語國文の研究、國語と國文學、國漢研究、及び新潮社文學講座、岩波講座日本文學、改造社日本文學講座等に、諸家の考説を載せたり。この書の註釋書は、次に見えたる季經註の外、頗る多し。

同註

枕草子傍註	六	岡西惟中
枕草子抄	一五	加藤盤齋
枕草子春曙抄	一一	北村季吟
枕草子松園抄		岩崎美隆
枕草子詳解	三	松平靜
標註枕草子	二	萩野由之
枕草子評釋	一	金子元臣
枕草子通釋		武藤元臣
枕草子裝束抄	二	壺井義知

六二〇

同註 十卷 季經卿註

今傳はらねば詳ならず。この書の事は、

花園院御記に、正中二年十二月廿四日庚子、於親王有掩韻、中略上古常遊歟、源氏物語、枕草子等有所見、近代中絶事也、枕草子季經註有所見、

と見えたるのみ。季經は、左京大夫藤原顯輔の子なり。正三位に敍せられ、承久三年、九十一歳にて薨去

せり。

今物語 信實朝臣抄

宇治拾遺物語の如く、種々の小話を集録したるものなり。五十三條にて、小式部と、大二條教通との事より以後、延應頃までの事あり。今物語といへど、古き事も尠からず。

この書は、卷首にも、前右京權大夫信實朝臣と記せり。信實を著者とするには、明證なけれど、信實以後に關する事もなく、不可とすべきところもなければ、これを信すべきに似たり。されば、この書のなりしは、延應、文永中二十四五年の間にありしものなるべし。

著者信實は、彌世繼の著者藤原隆信の子なり。歌人にして、繪畫を善くし、和歌作者部類に、「四位、備後守、法名寂西」とありて、文永十年卒去せり。

この書は、天明六年、及び文化十年の刊本あり。群書類從、史籍集覽にも收めたり。この書に關する考説は、野村八良博士の近古時代説話文學論に見えたり。

四季物語 四卷 鴨長明作

春夏秋冬の四季の事どもを記したるものなり。四卷とあるは、四季を各一卷としたるものなり。

今物語 四季物語

六二一

この書の事は、

徒然草に、枕草紙にも、來しかた戀しきもの枯れたる葵と書けること、いみじく懐かしう思ひよりたれ、鴨長明が四季物語にも、玉たれに後の葵はとまりけるとぞ書ける、

と見えたり。長明は、鴨社禰宜長繼の子にて、管絃に長じ、和歌を善くし、和歌所寄人たり。

この書は、續群書類從に收めたるものなり。卷尾に、「日野山陰長明蓮胤書」とありて、奥書に、「右一部十二卷者、鴨長明所撰之四季物語也、○中應安元年中十一月十六日、藤原爲定寫之、」とあり。次に藤原雅世の永享十年の奥書にも、「長明四季物語十二卷」と記したり。この本に就いては、從來、或は長明作といひ、或は偽作なりとしたるが、六月の條に、嘉祥の祝儀の起原を載せたるを始めとして、長明以後に於けるものあれば、後のものにして、長明の著にあらざる事は明なり。また續群書類從に、歌林四季物語と題したるもの四卷を、長明の作として收めたり。四季を各一卷としたれど、四季物語とは、大同少異のものなれば、後人の假托したるものなる事は疑なかるべし。この書の事は、國史と國文に載せたる岡田希雄氏の鴨長明四季物語偽書考に見えたり。

### 宇治拾遺物語 二十卷 源隆國作

宇治拾遺物語と稱するものに、古活字本八冊のものあり。萬治二年の刊本十五卷あり。國史大系にも

收めたり。十五卷本の序文に、「世に宇治大納言物語といふものあり、此大納言は隆國といふ人なり、」とあり。隆國は、大納言源俊賢の子にて、承保四年七月、七十四歳にて薨じたり。然るに、同書に收めたるものに、隆國薨去以後にかゝるもの二十餘條に及び、中には、鎌倉時代のものもまじりたり、且つこの目錄に、二十卷とあるに、卷數もあはねば、別のものなる事は明なり。然らば、この目錄にいへる二十卷の宇治拾遺物語は、いかなるものにか、八雲御抄に、「宇治大納言隆國」と見え、寶物集に、「宇治大納言隆國物語」とあり。また古今著聞集の序文に、「宇縣亞相巧語之遺類」と記し、雜談集に「宇治物語」といへるは、いづれも、この書をいへるなるべし。十輪院内府記文明十四年四月十一日の條には、「宇治大納言物語逸興之事共也、」と記せり。但し宇治大納言とありて、宇治拾遺物語と記したるものなければ、別種のものなるが如しといへども、

看聞日記に、永享十年十一月廿三日、宇治大納言物語、内裏被召之間、七帖進之、十二月十日、宇治

拾遺物語九帖、内裏申出之、

實隆公記に、文明七年十一月十一日丁、入夜於御前、宇治大納言物語第一讀申、十二日午、晚頭宇治

拾遺物語第四讀申、入夜又々讀之、十三日巳、今日蟲拂、物語讀申儀等如昨日、十四日庚、○中子刻

計有召參御前、御學庚申可令守給、宇治拾遺物語可讀申之由也、源大納言、大藏卿顯長等祇候、十九

日乙、入夜於御前、宇治亞相物語讀申之、

などあるによりて、同じきものなる事を證すべし。但しこの看聞日記、實隆公記に見えたるは、今傳はりたる十五卷本なりや、はたこの目録にいへる二十卷本なりや詳ならず。殊に二十卷本の現存せしや否やも明ならず。然るに今宇治大納言物語と題して、續群書類從に收めたるものあれど、源氏物語、狹衣などの如きものにて、古今著聞集が「宇治亞相巧語之遺類」と記したるものと異なれり。また河海抄末摘花の卷に引きたる宇治大納言物語は、二十卷本の一部分なりや、別種のものなりや、明ならず。また世に傳はりたる今昔物語は、十五卷本の宇治拾遺物語と、そのさま同じく、文體も古きを以て考ふれば、この宇治拾遺物語二十卷と同書なるが如く推考するを得べし。但し今昔物語の書名は、卷頭に「今は昔」とあるによりたるものなれど、未だ古書中に見えず。唯多聞院日記天正十一年七月十八日の條に、「今昔物語十五帖」と記したるもののみなりき。佐藤誠實博士の如きは、今昔物語を以て、宇治拾遺物語と斷定し、史學雜誌卷十二にそのよしを記せられたり。寶物集に、宇治大納言隆國の物語として見えたるは、今昔物語卷二十四敦忠中納言南殿櫻讀和歌語として載せたるものあり。また愚管抄卷三に、宇治關白頼通の談話を隆國の記したるよし記したるは、今昔物語に見えざれば、今昔物語の隆國の著にあらざるよし論じたる説あり。されど、愚管抄にいへる隆國記は、別の日記なるやもはからざれば、そのみにては、今昔物語を以て、隆國の著にあらすとは斷定すべきにあらず。但しこの宇治拾遺物語の二十卷なるは、今昔物語の三十卷なるにもあはず、且つ今昔物語の中には、隆國以後にかゝる説話も三四あり。

その題簽に、宇治大納言物語と記したるものも、未だ見當らざれば、俄に同書とも定められず。その篇目も、一、二、三天竺、四、五天竺、附六、七、震旦、附八、九、震旦、附十、震旦、附十一より二十まで、本法、附佛法、二十一、廿二本朝、廿三本朝附、廿四、廿五本朝、附廿六宿報、附廿七本朝、附廿九本朝、附三十、卅一、本朝、附にて、その順序に錯亂したるところあれば、なほ考究を要すべし。今昔物語は、本朝の部廿二以下を丹鶴叢書、史籍集覽に收め、改定史籍集覽に十七、十九、廿の三卷を收め、國史大系に天竺以下全篇を收め、また國書刊行會にて、刊行したるものあり。宇治拾遺物語には、住吉具慶筆繪卷あり。

今昔物語、宇治拾遺物語に就いては、佐藤誠實博士の宇治拾遺物語考、及び野村八良博士の近古時代説話文學論中にも、考説を載せたり。今昔物語に就いては、坂井衡平氏の今昔物語集の新研究あり。この外、國語と國文學、東洋哲學、及び新潮社日本文學講座、岩波講座日本文學、郷土研究等にも、諸家の考説を掲げたり。予もまた曾て國學院雜誌十卷に、今昔物語の評釋を掲げたる事あり。なほ宇治拾遺物語、今昔物語に關する註釋書、參考書は左の如し。

- 一 今昔物語問答 伊勢貞丈
- 一 今昔物語出典考 岡本保孝
- 一 今昔物語讀法 高田興清
- 一 考證今昔物語集 芳賀矢一

宇治拾遺物語私註

小島之茂

參考宇治拾遺物語新釋

中島悦治

宇治拾遺物語註釋

三木五百枝  
三輪杉根

發心集 三卷 鴨長明作

内閣二本、及び、徳富寫本には六卷とし、彰考館一本には五卷としたり。

發心したる人々の因縁物語を、見聞に隨ひて記したる書なり。世に傳はりたるは八卷にして、第一、第三、第四、第六、第七の五卷には各十二條あり。第二、第五、第八の三卷には各十四條あり。この目錄と卷數の合はざるは、分本となりたる故か、後より増補したるものか。

この書を鴨長明の著としたるは、

閑居友上眞如親王天竺にわたり給ふ事の條に、さても發心集には、傳記の中にある人々あまた見え侍るめれど、このふみは、傳にのれる人をばいる、ことなし、中長明は、人の耳をもよろこばしめ、またけちえんにもせんとてこそ、傳のうちの人をものせけんを、よの人のさやうにはおもはで侍るにならひて、かやうにもおもひ侍るなるべし。

と記し、同書の玄寶僧都門をさして善珠僧都をいれぬ事の條にも、この書の事見えたり。伴蒿蹊の如き

は、閑田耕筆に偽作なるよし記したれど、この書に記載したる説話を見るに、鎌倉時代初期以前にして、卷七阿闍梨實印大佛供養の時滅罪の事、及び齋所權介成清が子高野にすむ事の條には、「一とせ東大寺の大佛くやう」とあり。大佛供養は、建久六年なり。卷八或武士の母子を恨みて頓死の事の條に、「又ちかき比、法勝寺の九ぢうの塔いかつちのためにやけ侍りし時」とあるは、承元二年六月十五日の事なり。また卷四或人臨終に物いはざる遺恨の事の條には、「過ぬる建久の頃」とありて、承元以後の事に關するものあるを見ず。長明の没したるは、建保元年十月なれば、その著とすとも、不可なきが如し。且つ卷八盲者關東下向の事の條には、著者の關東に下りたる事見えて、長明の鎌倉に下向したる事を吾妻鏡に記したるにあへり。但し卷二助重一聲念佛によりて往生事の條に、「承久の頃、前瀧口すけしげといふものありけり」とありて、承久は長明の歿後なれど、この助重の事は、仁平元年の序ある本朝新修往生傳に收めて、「推其年曆、當永久年中」と記したれば、承久は永久の誤寫なり。

この書の刊本は、慶安四年の片假名本、及び寛文十年の平假名本あり。改定史籍集覽に收めたるは、平假名にて、大日本佛教全書に收めたるは、片假名なり。

この書に就いては、岡本保孝の鴨長明發心集考（況齋叢書所收）あり。また近古時代説話文學、藝文、及び岩波講座日本文學に、野村八良、岡田希雄、山岸徳平三氏の考説あり。



方丈記 一卷 同撰

流水泡沫の比喩を以て、諸行無常の理を説き、その實例として、安元の大火、治承の暴風、養和の飢饉、元暦の地震等の慘事を叙し、斯くの如く、轉變きはまりなき世にありて、名利の爲に心を勞せんよりは、山林幽谷に隱退して、自然を友とするにしかざるよしを述べたり。方丈記とは、著者が、日野なる方丈の草庵に閑居して、筆をとりたるが故にて、

本書に、その家のありさま、世の常ならず、廣さは方丈、高さは七尺がうちなり、處を思ひさだめざるが故に、地をしめてつくらず、土居をくみ、うゝおほひをふきて、つぎ目ごとに、かけ金をかけたり、もし心になはぬことあらば、やすく外へうつさむがためなり、と記し、

卷末に、于時建曆の二とせやよひのつごもりころ、桑門の蓮胤、とやまのいほりにして、これをしるす、

とあり。なほこの書の事は、

十訓抄に、近頃鴨の社の氏人に、菊大夫長明といふ者ありけり、○中この人、後には大原に住みけり、方丈記とて、かなにて書きおけるものを見れば、はじめの詞に、行く河の流はたえずして、しかもも



方丈記 (藏所寺光福)

との水にあらず、とあるこそ、と見えたり。以てこの書の長明の作なる事を證すべし。

この書の古寫本は、丹波船井郡高原村大福光寺の所藏本あり。大正十四年、古典保存會にて、これを複製し、同十五年、國寶に指定せられたり。長明の自筆と稱して、

奥書に、右一卷者、鴨長明自筆也、從西南院相傳之、

寛元二年二月日 親快證之

と見えたり。その外、東京帝國大學國語研究室本あり。

奥書に、方丈記者、是祇翁之所持、以長明自筆卷物寫之、誠篋中之重寶也、

延徳二年三月上旬 肖柏判

と見えたり。祇翁は宗祇なり。長享、天文等の奥書あるものもあり。版本には、嵯峨本以下多く、扶桑拾葉集、群書類従等にも收めたり。

この書に就いては、帝國文學、藝文、及び新潮社文學講座、岩波講座日本文學、改造社日本文學講座等に、諸家の考説を載せたり。この書の註釋書は左の如し。

方丈記抄	一	未詳
方丈記首書	一	山岡元隣
方丈記諺解	二	未詳
方丈記酒説	二	加藤盤齋
方丈記流水抄	二	横島昭武
首書方丈記	一	鈴木弘恭
標註方丈記	二	上田胤比古
柱註方丈記	一	佐佐木信綱
方丈記析義	一	鳥居忱
方丈記冠註傍訓	一	星野忠直
方丈記評釋	一	中島幹事
方丈記評釋	一	内海弘藏

寶物集 六卷 平判官康頼入道抄

内閣一本、及び徳富本には三卷とし、彰考館一本には二卷としたり。

和漢古今の説話を記したるものなり。治承二年の秋、著者が、嵯峨の釋迦堂に參詣して、寺僧と參詣の人々との物語を記したるよし記せり。

書名は、種々の寶の事どもを記して、

卷上に、されば、命を寶と思ふべからず、情思とくに、生々の寶には、佛法と申す物こそ、いみじき寶にて侍れとも申しける、

とあるより出でたるなり。實隆公記には、これを寶物抄としたり。

著者の康頼なる事は、八雲御抄に、「寶物集康頼」と見え、太子傳玉林抄にも、「寶物集云、平判官入道保頼作」といひ、實隆公記にも、康頼としたり。なほ

源平盛衰記康頼入道著双林寺條には、その後、双林寺の庵室に閉ぢ籠り、なからん跡のかたみとて、

方丈記詳解	一	城戸茂種
方丈記新釋	一	佐野保太郎
註解新釋方丈記	一	鈴木三乙七

涙の隙々に、寶物集を作りて、世にこそ披露したりけれ、と記し、平家物語にも、「うかりし昔を思ひやり、はうぶつ集といふ物がたりをかきけるとぞ聞えし、」と見えたり。かくの如く、諸書いづれも、康頼の著として、異説あるものなく、且つ本書の中にも、康頼の

著として、否定すべき證あるを見ず。

著者康頼は、平氏なりしが、和歌作者部類には、「信濃權守中原頼季子」とありて、建久の頃まで生存せり。

卷数は、六卷の外、三卷としたるものと二卷としたるものとあれど、今傳はりたるは、一卷本、二卷本、三卷本、七卷本の四種あり。一卷本は、圖書寮の所藏にて、最も古く、原本を距る事遠からず。首尾の缺

逸したるは、惜むべし。この本は、昭和四年、古典保存會にて複製したり。また大日本佛教全書にも收めたり。また駿河光長寺に、弘安十年の奥書ある古寫本あり。二卷本も寫本にて、一卷本に比すれば、記事に増加したるところあり。三卷本は、寛永二十年、正保五年、寛文元年に増補したる刊本あり。また

續群書類從にも收めて、記事に異同あり。七卷本は、元祿六年の刊本にて、三卷本の一種と、二卷本とを併せたるものなるが如く、記事最も多し。元政の扶桑隱逸傳に、寶物集、今流乎世者三策耳、予所閱者有七卷、而詳悉矣、蓋刊行之本則後人之抄略歟、といへり。その古書に見えたるは、

看聞日記に、永享五年五月七日双子十帖愚童記、五常内義抄、寶物集、玉藻前物語、應召進之、追被返下、と見えたり。各その卷數をのせられざれば、こは幾卷のものなるか明ならず。但し

實隆公記に、延徳二年九月十五日甲午、寶物抄自一電覽殊勝事也、十六日乙未、寶物抄康頼入道法名性照抄也、有七卷、第

とあるは、七卷なれば、今の七卷本と同種のものなるが如し。されど、古書には、卷冊を分合したるもの尠からざれば、實隆公記に見えたるは、三卷本を分冊したるものなるやはかられず。此の如く、諸本卷數同じからず、詳略あるによれば、著者再治して、追加したるところもあるべく、後人の増補したるものもありて、一定せざりしならんか。

この書に就いては、近古時代説話文學論、歴史と國文學、及び岩波文學講座等に、諸家の考説を載せたり。

和泉式部日記 一卷

松井一本、猪熊二本、家藏一本等二巻としたり。

長保五年四月の頃より、敦道親王の和泉式部のもとへかよひ給ひし事どもを記せり。また和泉式部物語といひ、花鳥餘情には、和泉式部假名記とあり。和泉式部は、越前守大江雅致の女にて、上東門院の女房となり、和泉守橋道貞の妻となれり。

この書には、應永二十一年、冷泉爲尹の奥書ある古寫本あり。寛文十一年、及び元文元年の板本あり。また扶桑拾葉集、群書類従にも收めたり。この書に就いては、國語國文の研究、文學、及び新潮社文學講座、岩波講座日本文學、改造社日本文學講座等に、諸家の考説を載せたり。註釋書は左の如し。

新譯和泉式部日記

一 與謝野晶子

紫式部日記 二巻

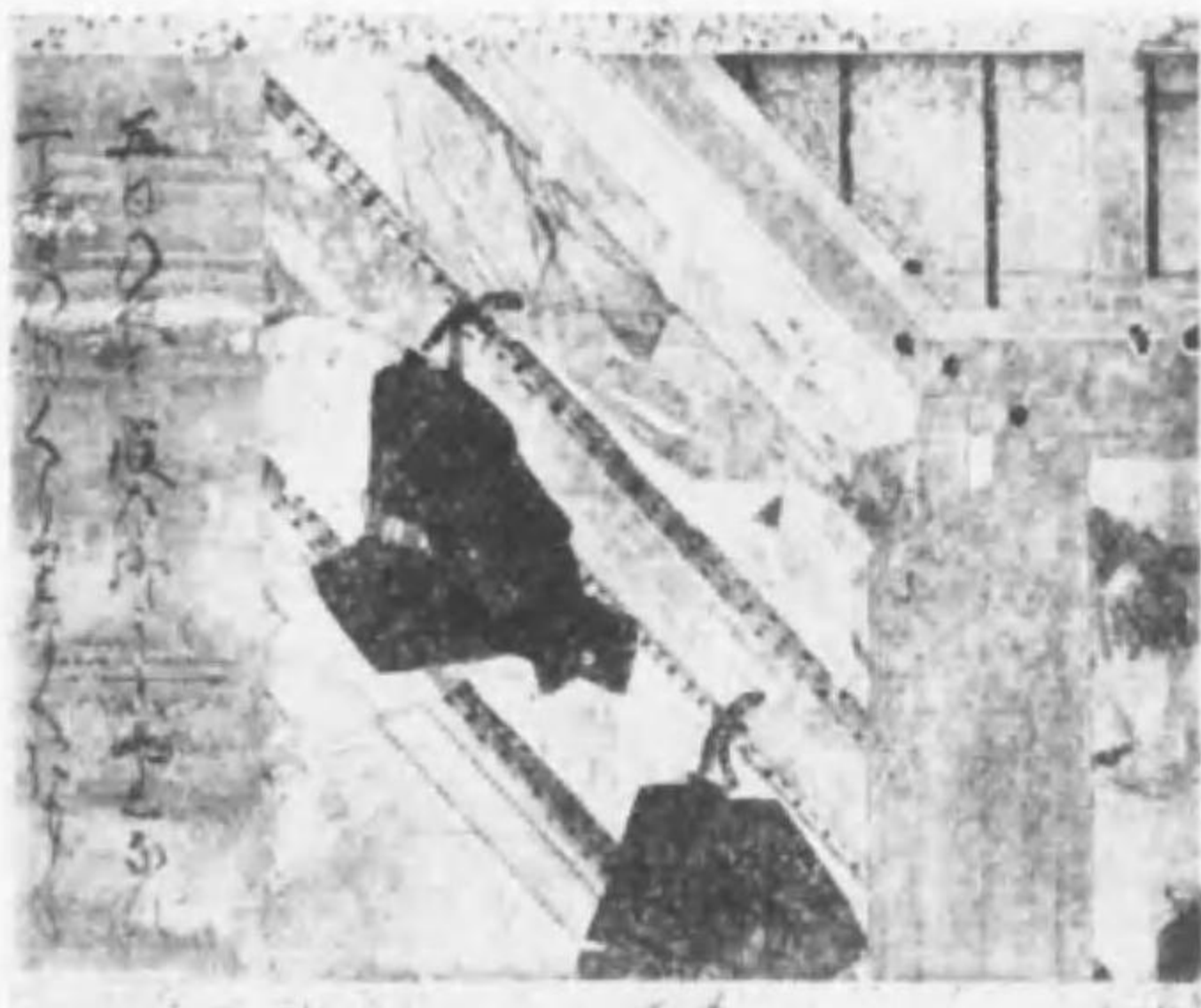
一條天皇寛弘五年八月より、同七年正月に至り、後一條天皇御誕生の時のさまを始め、女房達の事等を記したり。その中には、日記の文と、消息の文とのうちまじりたるところあり。水鏡には、式部が日記と見え、河海抄には、紫日記とも、紫式部假名記ともいへり。

この書は、はやく世にきこえて、榮華物語初花の巻には、そのまゝ採りたるあとあり。同書布引の瀧の巻にも「後一條院の御産屋に、紫式部のいひつゞけたるおなじき事なり」と記せり。

この書は、扶桑拾葉集、群書類従等に收め、蜂須賀侯爵所藏、及び久松子爵所藏の繪卷あり。蜂須賀本は、昭和六年、國寶に指定せられたり。刊本は、寛文十年、元文元年の刊本あり。

この書に就いては、新潮社文學講座、岩波講座日本文學に、池田龜鑑氏の考説を載せたり。この書の註釋書は左の如し。

- 紫式部日記傍註 二 壺井義知
- 紫式部日記釋 四 清水宣昭
- 紫式部日記解 五 足立稻直
- 校正首書紫式部日記 一 鈴木弘恭
- 紫式部日記講義 一 長田致孝
- 紫式部日記精解 一 關根正直



紫式部日記 (藏所氏氏正賀須蜂侯)

義孝日記 一卷

神宮文庫一本、圖書寮一本、彰考館一本等二巻としたり。

義孝日記

今傳はらざれば詳ならねど、後少將藤原義孝の日記なるべし。義孝は、謙徳公伊尹の子にて、大納言行成の父なり。天延二年、廿一歳にて歿す。

### 平中日記 一巻

平中は、平定文にて、

中古歌仙三十六人傳に、平定文、刑部卿茂正王孫、右近中將好風男、好色人、世號平中云々、延喜六年卒、

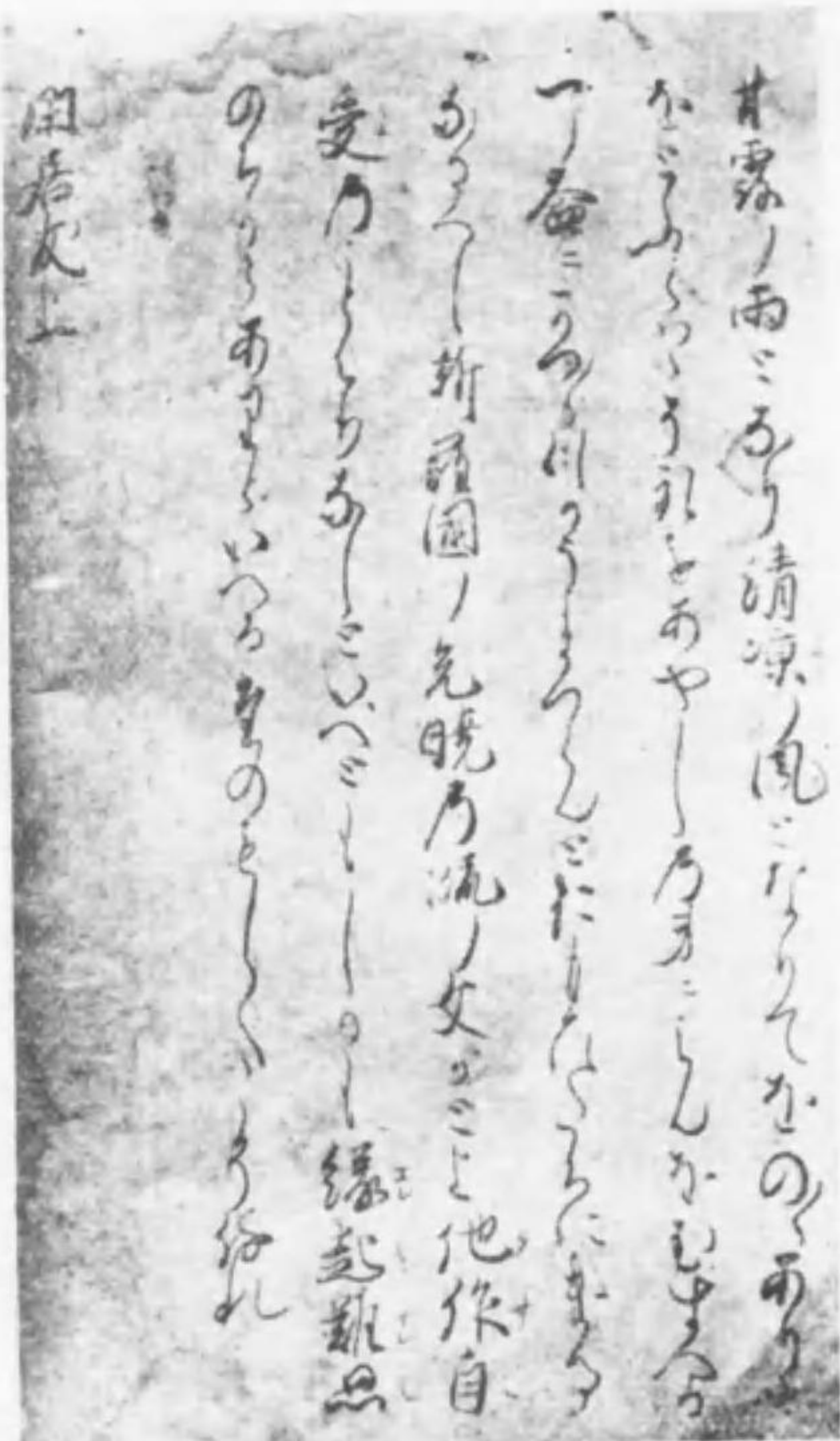
と見えたり。定文の日記は、河海抄空蟬卷、及び横柱の卷に、貞文日記として、二條を引きたるものあり。

平中日記は、今傳本あるを聞かざりしが、靜嘉堂文庫に平中物語と題したるもの一帖あり。三十七段にて、本文は昭和十年の國文學論叢第一卷にのせ、その考説には、昭和六年國文學誌第一卷八號にのせたる川瀬一馬氏の平中物語考あり。

### 閑居友 二巻

往生傳、發心集などに收めざる往生發心者の傳、及び名僧智識等の事どもを記したるものなり。上卷二十二條、下卷十一條あり。

著者に就いては、この書籍目録の山鹿本、猪熊本には、慈鎮和尚と註記し、刊本の表紙に、慈鎮和尚記と記せり。他には明證なければ、この書には、「昔云々」、「中頃云々」などを各條の始に記し、この外は、上卷に、「ちかかうの事にや、」と見え、下卷に、「ちか頃云々」とし、「近きほどの事にや、」と記したるもの三條あり。この中「源平の亂の後は、」と



閑居友 (利田前爵侯氏所蔵)

あり。この中「源平の亂の後は、」と見えたる所ありて、上卷には長明の發心集の事見えたり。殊に下卷の末に、このふみ二巻をしるしそめ侍りしかど、ことばつたなく、心みじかきものゆゑ、時もむなしくうつり、日かげもいたづらに傾けば、はぢてすとりをおさむといへど

も、もしは草かきあぐべきよし、かねてきこえさせれば、あまのぬれぎぬ思ひえて、また筆とれるなるべし、ねがはくは、いつくしみのまなこの前におさめて、あはれみの心の外にちらさざれとなり、その時は、承久四とせの春、やよひの中の頃、西山のみねの方丈の草のいほりにて、しるしをは

りぬる、

とあれば、承久四年にて、慈鎮と時代あへり。されど、慈鎮は、東山の吉水に住して、西山の嶺の方丈とあるにあはねば、別人なる事明かなり。年山紀聞にのせたる契沖の書簡には、「披らき見申候、入宋の事御座候、松尾證月房慶政上人と存候、」といへり。著者の入宋したる事は、「上巻にもろこしにまかりて侍りしにも」と見えて、證月上人渡唐日記一卷(下に掲ぐ)あるにあひ、且つ慶政の書寫したる

新修往生傳の奥書に、貞應元年六月、於西山峯方丈草巷、書寫之畢、

と見えたと、そのさま殆ど同じきによれば、慶政の著とすとも、不可なきが如し。

この書の古寫本は、前田侯爵家に、冷泉爲相の筆と稱するものあり。刊本もあり。また續群書類從にも收めたり。なほこの書の事は、史學雜誌三十二編七にのせたる橋本進吉博士の慶政上人の事蹟、及び野村八良博士の近古時代説話文學論に載せたり。

慶政は、曾て能舜に師事して經論を學び、後西山の法花寺に住して、勝月房と稱し、文永五年示寂せり。

### 肥後物語 一卷

今世に傳はらず。

### 難波物語 一卷

これも、今傳はらねば詳ならず。

### 三國物語 一卷

これも傳はりたるものあるを聞かず。蓋し和漢、及び印度の事どもをかきたるものなるべく、或は今昔物語の如きものならんか。

### 松殿物語 二卷

これも傳本なければ、いかなるものとも知り難し。松殿は攝政基房なるべく、或は基房の談話などを記したるものか。基房の事は乾抄の條(二八一頁)に記せり。但し後照念院裝束抄裝束の條に、「見松殿抄」と見えたるは、裝束に關するものなれば、別のものなるべし。

### 高家口傳 二卷

内閣一本、前田一本、徳富本に、高家物語とし、彰考館一本に仲行抄と註せり。



下卷奥書に、入道殿下仰等、隨覺悟註之、子孫深可祕之、師元所註也

建曆二年十月五日、於有馬温泉書之、

業信

本奥書云、余借三條三位顯兼本寫之、加校了在判親經卿判也

入道殿下は、忠實にて、上卷奥書の三位入道親兼は、顯兼の誤寫なるべし。親兼は、正二位權中納言にて、出家したれば、あはず。顯兼は古事談の著者なれば、この書を參考せし事多かるべし。但しこの書には、師元のみならず、賴長、朝隆などに語りたる事をも、師元侍座して書きとりたるものにて、人物の批評、政務、故實、文學等の事どもをのせたり。

この書の古寫本は、前田侯爵家所藏卷下一卷あり。建曆の寫本にて、その頃に於ける古文書の紙背に書寫したり。上卷は續群書類從に收めたりしが、近年下卷をも收めて刊行したり。

### 簾中抄 二卷

彰考館一本には、「少納言資隆抄」と註したり。

二中歴、拾芥抄の如きものにして、假名文なり。實隆公記にも上下とし、改定史籍集覽に收めたるものも二卷なり。寫本によりて、四卷なるもあれど、そは分本したるものなり。その篇目左の如し。

卷上 年中行事 帝王次第 齋宮 齋院 攝政關白

卷下 年號 女院 后宮 百官諸國 位階御給年官年爵封戸位 禁中 院司 女官 僧綱

檢非違使廳 大内裏付八省 京中附名所 八卦 屬星 人神 日次 時節

養生 略頌 方違土忌 服暇 觸穢 神事 佛寺 和歌 音樂 唐名

年代略頌 假名起 山陵 庚申因縁

著者は、藤原資隆にて、

塵添壺囊抄一に、年中行事ニハ、七日白馬節會、及叙位事、兵部省御弓奏ト許ヲ記シテ、七草ト云事

ナシ、十五日ニコソ、獻七種御粥事註シ侍レ、又資隆卿ノ八條院へ書進スル簾中鈔ニモ此定也、彼鈔

名物也、豈浮ケル事アラシヤ、

と見え、第十三にも、「資隆卿書進八條院簾中鈔」とあり。八條院は、鳥羽天皇の皇女にましまし、建暦元年、御年七十五にて崩じ給へり。資隆卿は、勅撰作者部類に、「四位、肥後守、豊前守藤原中兼男、至治承三年」とありて、千載、新古今、玉葉、風雅、新續古今の五集に、その歌を收めたり。尊卑分脈には、道兼の系に重兼の子とし、資隆の子資定の下に、八條院判官代と記し、作者部類に、「至治承三年」とあれば、この書は、その頃までのものなるべし。然るに、帝王次第には、花園天皇を新院とし、後醍醐天皇を先帝と記し、年號、及び年代略頌には、元弘を最後とし、攝關は、元徳二年關白となりたる冬教までなれば、光嚴天皇の御代に及べり。されど、女院は、承久四年院號の陰明門院にて終り、后宮は、後鳥羽天皇の御母



代股富門院まであり。齋宮に、仁安三年卜定の惇子内親王、齋院は、嘉應三年卜定の儀子内親王を最後とし、且つ佛寺末法萬年の條に、

自本朝永承六年辛卯、萬年之終、已後至文治五年、一百卅八年也、至建久五年、一百十三年也、

御子左 アチコヲクテ大ま 堀川院 二条院  
 吟泉院 オノイノミト 高陽院 中ノミト  
 亭子院 ニホノミト 九条院 九条院  
 鴨院 台ノミト 山寺 永頼ノミト  
 花山院 コノミト 河原院 大東院  
 オニトノ ニホノミト 夕ノミト  
 小松 オノイノミト 内記

とあるによれば、齋宮、齋院の條に見えたる、仁安、嘉應以後、治承頃までのものにて、文治、建久、承久以下、元弘頃までは、漸次後人が追録したるものならんか。  
 この書の事は、上に掲げたるが如く、塵添壺囊抄に見え、また  
 實隆公記に、永正元年二月卅四日、鹿中抄上下申請南御所御本、仰兩息令書寫、と見えたり。

この書の古寫本は、侯爵徳川義親氏の所藏下巻一冊あり。鎌倉時代の中頃頃の寫本にて、題名なく首尾缺けたり。女院、齋宮の篇より、名所の篇に至れり。この中、女院は、後堀河后漢壁門院に至り、齋宮は、同皇女昱子内親王、齋院は、後鳥羽天皇の皇女禮子内親王、攝政關白は、左大臣兼經までにて、四條天

皇の御代までを記せり。なほこの書に就いては、黒川春村の考説あり。

夜鶴庭訓抄 二卷 伊行作

夜鶴は、夜の鶴子を思ふ意にて、白樂天の詩に、「夜鶴思子籠中鳴」と見えたり。且つ庭訓とあるによれば、愛子に相傳するために、書きたるものなり。然るに今傳はりたる夜鶴庭訓抄は、二種あり。並に群書類從に收めたり。一は音楽に關する雜事を記したるもの、一は書法に關するものなり。音楽に關するものは、中に「二條院御時」とあれば、二條天皇の御代より以後のものにて、著者を載せず。書法に關するものは、巻首に、「宮内大輔伊行朝臣」とあり。伊行は、世尊寺定信の子にて、尊卑分脈に、「宮内權少輔、從四下、作夜鶴抄、能書」とあれば、この書は、書法に關するものなる事明にして、

奥書に、此抄は、伊行卿被書與息女云、とあるによりて、夜鶴庭訓抄を書名としたるを知るべし。

この書の内容は、さうし書様、歌を書様、辭表、大書會御屏風、額、御願のとびら、硯、墨筆、扇、番帳、戒牒、經、年中行事障子、内裏額書たる人々、悠紀主基御屏風書人々、能書人々等なり。但し悠紀主基御屏風書人々の條には「本院定實新院近衛當院二條院行六條院同當院方」とありて、鳥羽天皇を本院とし、崇徳天皇を新院とし、後白河天皇を當今としたるによれば、近衛天皇の御代の頃書きたるものにて、後に

追記したるものなるが如し。

奥書に、明應三甲寅秋九月廿八日、任書本雖爲不審繁多、偏爲備愚昧之所見、卒馳短毫畢、敢勿及外見之嘲哂、比興也、

と見えたり。この書は、群書類從に收めたるもの一巻僅に十數枚に過ぎざる小冊子なり。されば、或は別に音樂に關する事をも記して、夜鶴庭訓抄と題したるもの一巻あれば、書法、音樂各一巻を併せて、一部としたるものならんか、音樂に關するものは、著者をあげざれど、卷首に音樂と記して、假名文なる事も、その體裁も同じく、その時代も伊行に相當し、且つ伊行は、秦箏相承血脈に見えたれば、音樂の一巻も伊行の著なるべし。同卷には、琴、箏、琵琶、方磬、樂名、箏の文字、神樂、催馬樂、大鼓等の事を記せり。

### 雅抄 六卷

今傳はらざれば明ならず。後照念院裝束抄に、雅抄として、柏夾事、半臂事、始着柳下襲事、胡籥、丸緒事、布袴事の條に引載したるによれば、裝束に關するものなるが如し。但し群書類從に收めたる滿佐須計裝束抄も、假名文なれば、雅亮の一字をとりて、雅抄と稱したるものならんかとも思はるれど、滿佐須計裝束抄は一卷にて、卷數あはず。且つ後照念院裝束抄に引きたる五條の中、滿佐須計裝束抄と同じきものは、布袴事のみなれば、滿佐須計裝束抄は、雅抄を抄略したるものか、雅抄は、滿佐須計裝束抄を増

補したるものか、別種のものか詳ならず。

### 隆聰抄 二卷

内閣二本、前田一本、猪熊一本等、隆聰抄に作り、彰考館本には、「隆國抄」と註せり。

今傳はりたるものなく、古書に引載したるものもなければ、いかなるものとも知り難し。隆國抄と註したる隆國は、宇治大納言隆國なるべけれど、他に明證なければ詳ならず。

### 大槐祕抄 二卷 九條相國伊通作

朝儀その他、天皇のしろしめすべき事ども十七條を記して、上りたる意見書にて、十七條の憲法に擬したるよし、卷尾に記せり。大槐とは、太政大臣にて、太政大臣伊通の二條天皇に上りたるものなり。

奥書に、此本すこぶる世に稀なるにや。またとえざらんが御ふしんなり、ゆめ／＼披露すべからず、九條大相國伊通公意見、進二條院云々、

とあり。著者伊通は、右大臣俊家の孫にて、大納言宗通の子なり。永萬元年二月、七十三にて薨去せり。この書の事は、

看聞日記に、永享五年四月十九日、内裏へ九條相國伊通公奏書一帖進之、高倉院被書進者也、帝王可

有御心得事十七ヶ條被書載、秘藏之本也、進置之、

實隆公記に、明應七年十月廿八日、大宮相國伊通公意見書進二條院之抄、奥書並銘等依仰書之、

と見えたり。看聞日記に、「高倉院被書進、」とあれど、伊通は、二條天皇永萬元年に薨したれば、實隆公記にいへるものを正しとすべし。この書は、群書類從に收めたり。

助无智秘抄 三卷

内閣二本、神宮文庫一本、圖書寮一本等四卷に作れり。

この書は、書名の下に、「一名年中行事裝束抄附臨時」とありて、四方拜以下の年中行事に於ける裝束を記したるものなり。

この書は、いつの頃撰びしものか、朝覲行幸の條、五節卯日の條、御即位の條、宿裝束の條、青色ヲキザル事の條等に、近代の文字あれど、その年次を徴すべきもの見えず。唯賀茂祭の條に、「近ハ右近中將基忠朝臣陪膳ヲツトムルトキ、」の文あるのみ。基忠は、右大臣隆忠の子にて、建仁二年正月、左中將となり、嘉祿元年十一月出家したれど、右中將たりし事見えず。大井應狩行幸事の條、承保三年十月四日行幸の下には、「左近中將公實朝臣、右近中將基忠ナリ、」とありて、基忠は、大納言忠家の子なれば、前の基忠はこれと別人なるべし。この外、この書の中に載せたる人物は、いづれも平安朝末期の頃までにて、

鎌倉時代の人見えず。その中、開關事の條、平治亂の時とある下に、「桂大納言子時左衛門督」とあるは、藤原光頼にて、「大炊御門右大臣子時中納言右大將」とあるは、同經宗にて、「松殿子時中納言中將」とあるは、基房なり。光頼は、大納言にて終り、經宗は、長寛二年閏十月、右大臣に任じ、永萬二年十一月、左大臣に轉じ、基房は、同年七月攝政たり。これによれば、この書は、永萬二年のものなるが如し。

著者は、何人なるか明ならねど、青色ヲキザル事の條に、參河權守平範國の傍に「伊與殿御事」と記し、勘解由次官平行親の傍に、「左衛門權佐殿御事」と註したるによれば、範國、行親の子孫の著したるものなるが如し。範國、行親は、兄弟にて、永萬の頃は、範國五代の孫時忠は、右中辨となり、行親五世の孫親範は、從三位範家の子にて、永萬元年參議となり、承安四年出家し、承久二年八十四歳にて薨去せり。

この書は、後照念院殿裝束抄に引載したるところあり。今は群書類從に收めて、上下二卷とせり。この目錄に、三卷とあるは、上卷年中行事を二卷に分ちたるものなり。

秘記抄 三卷

今傳はらねば詳ならず。

芳聞記 三卷

秘記抄 芳聞記

前田一本、猪熊一本芳問記に作り、内閣一本、圖書寮一本、前田一本芳問抄に作る。

これも今傳はらず。

### 高光日記 一卷

多武峯少將高光の記なり。この書も今傳はらず。

河海抄梅が枝巻に、高光日記に、ひえの山に住侍けるに、人の薰物をこひて侍けるまゝに、すこし梅の花のわづかに散りのこりて侍る枝につけて、つかはしける、

夏すぎてちりすぎにける梅の花たゞ香ばかりの枝にのこれるとあるのみ。

高光は、九條右大臣師輔の子なり。天徳四年、右近衛少將となりしが、應和元年、比叡山に登りて出家し、翌年多武峯に移れり。この事は、榮華物語月の宴巻に見えて、「これは物語に作りて、世にあるやうにぞきこゆめる、あはれなることをぞ、世にはいふ」と記したり。多武峯少將物語と題したるもの一卷ありて、群書類従に收めたるものこれなり。この日記を同物語の一名としたる説あれど、前掲の文は、物語に見えざれば、別のものなり。

### 讃岐典侍日記 三卷

内閣本、東京帝國大學本一卷に作り、家藏一本朱書には五巻としたり。

堀河天皇の御惱、及び崩御、御送葬の事より、皇太子鳥羽天皇の御即位、大嘗會の事どもをかきたるものなり。嘉承二年より、翌天仁元年に至り、上巻に、御大喪の事を記し、下巻には、御即位大嘗會の事のせたり。八雲御抄、和歌色葉集には、堀河院日記と見えたり。

著者讃岐典侍は、讃岐前司顯綱の女兼子なり。この書の事は、今鏡玉つさの巻堀河天皇崩御の條に、その御ありさま、内侍のすけ讃岐とかきこえ給ひし、こまかにかゝれたるふみ侍りとかや、人のよまれしをひとかへりは、聞き侍りし、この中にも、御覽じてやおはしますらん、

と見えたり。

この書は、拾遺後葉集、及び群書類従に收めて二巻あり。この目録と巻數あはざるは、合冊したるものなるべし。

この書に就いては、史學雜誌、國文學誌、國語教育に、玉井幸助氏の研究をのせ、新潮社文學講座、岩波講座日本文學に、池田龜鑑氏の考説を載せたり。

この書の註釋は、國學院雜誌に載せたる萩野由之博士の評釋あり。その外卷冊をなしたるものは左の如し。

讃岐典侍日記通釋

一 玉井幸助

### 大后御記 一卷

醍醐天皇の皇后穩子の日々記し給へる御日記なり。河海抄には、大后御日記とも、大宮御記とも、大宮御日記とも記せり。今は世に傳はらず。河海抄に引きたるものには、延喜七年正月、三月、延長六年、承平三年八月、同四年十二月の御日記あり。この書の事は、皇室御撰之研究に載せたり。

### 續古事談 六卷

彰考館一本三卷としたり。

古事談と同じく、部目を設けて、古き説話等を採録したるものなり。群書類從に收めたるものも六卷あり。その篇目左の如し。

- 第一王道 后宮 第二巨節 第三缺 第四神社佛寺 第五諸道 第六漢朝

この書の著者明ならず。卷六の末尾に、「建保七トセノ卯月ノ下ノ三日コレヲシルス」とありて、古事談の著者顯兼亮去の後五年に、何人か顯兼の志を繼いで、撰びたるものなるべし。この書は、香藥抄、塵添壺囊抄等に引きたり。

この書に就いての考説は、野村八良博士の近古時代説話文學論、及び山岸徳平氏の日本文學解説（岩波講座日本文學）に見えたり。この書の註釋は左の如し。

續古事談註

五 北 慎 言

續古事談類字

一 未 詳

### 證月上人渡唐日記 一卷

松尾慶政の入唐したる時書きたるものなり。慶政の入唐したる事は、續古今和歌集に、「慶政上人もろこしへわたりける時、つかはしける、從二位家隆」とありて、慶政の贈答をのせ、

萬代和歌集には、慶政がもろこしにてよみたる、

思ひきや虎ふす野べとき、おきしから國寒き旅ねせんとは

の歌をのせたるにて明なり。なほ山田永年氏所藏（高山寺方便智院舊藏）南番文字に、「爾時大宋嘉定十年丁丑、於泉州記之」と見え、「爲送遣本朝辨和尚禪菴令書之、彼和尚殊芳印度之風故也、沙門慶政記之」

證月上人渡唐日記

とあり。辨和尚は、高山寺高辨にて、嘉定十年は、建保五年に當れり。慶政の手寫したる續本朝往生傳、及び拾遺往生傳には、建保七年の奥書あれば、慶政の在宋は、建保七年より以前なる事明なれど、入宋の年次は、徵すべきものなければ詳ならず。またこの日記は、傳本なく、古書に引きたるものも見えず。慶政の事は閑友居の條(六三八頁)に載せたり。

著聞集 廿卷 橋成季

諸本季成としたるもの多く、また季茂としたるものあり。

今昔物語、江談抄などにならひて、古今の雜話を筆録したるものなり。流布本、及び看聞日記には、古今著聞集とし、體源抄には、著聞抄として、引載したり。その篇目は左の如し。

- 卷一 神祇
- 卷二 釋教
- 卷三 政道忠臣 公事
- 卷四 文學
- 卷五 和歌
- 卷六 管絃歌舞
- 卷七 能書
- 術道
- 卷八 孝行恩賞 好色
- 卷九 武勇 弓矢
- 卷十 川藝 相撲強力
- 卷十一 畫圖 風物
- 卷十二 博奕
- 偷盜
- 卷十三 祝言 哀傷
- 卷十四 遊覽
- 卷十五 宿報 聞評
- 卷十六 興言利口
- 卷十七 怪異 變化
- 卷十八 飲食
- 卷十九 草木
- 卷二十 魚虫禽獸

篇毎に、その解説を始に叙したり。

この書の著者、及びこの書のなりたる事については、

序文に、夫著聞集者、宇縣亞相巧語之遺類、江家都督清談之餘波也、余稟芳橋之種胤、顧瓌材之樛質、而琵琶者賢師之所傳也、儻辨六律六呂之調、圖畫者愚性之所好也、自養一日一時之心、於戲春鶯之囀花下、秋雁之叫月前、暗感幽曲之易和、風流之隨地勢、品物之叶天爲、悉憶彩筆之可寫、絲絃或伴伶客、潛樂治世之雅音、或詭畫工、略呈振古之勝概、盖居多暇景以降、閑度徂年之故、據勘此兩端、搜索其庶事、註緝爲三十篇、編次二十卷、名曰古今著聞集、頗雖爲狂簡、聊又兼實錄、不敢窺漢家經史之中、有世風人俗之製矣、只今知日域古今之際、有街談巷說之諺焉、猶愧淺見寡聞之疎越、偏招博識宏達之盧胡、努不出蝸廬、謬比鴻寶、于時建長六年應鐘中旬、散木士橋南袁、慈課小童、猥敘大較而已、

「宇縣亞相巧語」は宇治大納言物語にて、「江家都督清談」は大江匡房の江談抄なり。また

卷末に、此集のおこりは、予そのかみ、詩歌管絃の道々に、時にとりてすぐれたる物がたりをあつめて、繪にかきとどめんがために、石上ふるきむかしのあとより、あさちがすゑのなさけにいたるまで、ひろく勘へ、あまねくしるすあまり、他の物語にもおよびて、かれこれき、すてず、書あつむる程に、夏野の草々ことしげく、森の落葉かすそひ侍りにけり、これそこはかとなきこゝろことなれども、いにしへより、よき事も、あしき事も、しるしおき侍らすば、たれかふるきをしたふなさけをのこし侍るべき、これによりて、或は家々の記録をうかひ、或はところ／＼の勝絶を尋ね、しかのみ

ならず、たまはこのみちゆきぶりのかたらひ、あまさかるひなのでぶりのならひにつけて、たゞにき、づてに聞く事をもしるせば、さだめてうける事も、又たしかなる事もまじり侍らんかし、終に部をわから、巻を定めて、三十篇二十巻とす、篇のはし／＼にいさ、かその事の起りをのべて、つぎ／＼にその物がたりをあらはせり、建長六年十月十六日をはりの宴になすらへて、詩歌管絃の興をもよほす、かつは此集、かの三の道よりおこれるによりて、白樂天、人丸、廉承武の畫影をかけて、そのまへ／＼に、色々の供物をそなへ、又酒脯菜菓の奠をまう／＼、まづ序よりはじめて、三十篇のはしがき、並に物語の一段をよみあぐ、

とありて、竟宴を行ひ、管絃を奏し、詩歌を披講し朗詠を出し、獻盃したる事を記したり。またこの書の見を禁じて、殿に子孫を誡め、人によりて許否すべき事等を述べ、最末に、

建長六年十月十七日、宴後朝右筆記之、當時凍雲片々、青嵐漠々、滿籬之殘菊、黃紫交色、引砌之小泉、鴛鴦雙翅、閑庭之物足動我情者也、

朝請大夫橋成季

と記したり。此の如く、建長六年十月に完成して、竟宴を行ひしが、卷八には、後嵯峨院と記し、「大宮女院とて、二代の國母におはします」と見え、卷十六の末にも、「後嵯峨院の御時」とあり。二代の國母とあれば、龜山天皇の御時にて、後嵯峨天皇の御追號は、文永五年崩御の際に定められたれば、文永五年以後

の事にか、れり。著者が後より追記したるものか、後人の補ひたるものなるか詳ならず。

著者成季は、いかなる人か系傳詳ならず。但朝請大夫は、從五位上の唐名なり。この書の事は、

奥書に、曆應二年十月十八日、染六句之老筆、終廿帖之寫功畢、且爲休當時之徒然、且爲備後日才學也、可祕藏々々々、

老桑門 在判

看聞日記に、永享五年二月廿八日、抑自内裏、双子御用之由被仰下之間、古今著聞集十一帖入見參、叙覽以後可被返下之由申入 六年九月十五日、按察有狀、古今著聞集可申上之由、飛鳥井申、自室町殿被召云々、被出目錄之間、五帖進之、目錄之内七八ハ欠、自餘皆進畢、十月廿五日、抑古今著聞集、飛鳥井又申之間、六帖遣畢、是まで一部也、十一月廿二日、又著聞集十一帖返給畢、室町殿、以此本被寫置云々、殿上能書被書云々、 七年十月十三日、自内裏、古今著聞集被召之間、一部進之、九年五月一日、抑古今著聞集一部有沽却之人、禁裏被召置云々、愚本第十六欠之間、有書續之由被仰下、一帖被出拜見、殊勝之本也、飛鳥井故中納言宗雅筆跡云々、いづくより沽却申哉、不審也、十七日、古今著聞集寫畢、御本内裏返進了、 十年正月廿一日、住心院、以郷秋著聞集被申出、十三帖借了、

などありて、伏見宮御藏本をば、後花園天皇叙覽あらせられ、將軍足利義教もまた、同宮御本を拜借して一覽したりしなり。其の後飛鳥井宗雅の寫したるものを禁中に收められ、伏見宮御本の缺を補寫せられ

たり。

この書は、古活字本、及び元祿三年、明和七年の板本あり。史籍集覽、國史大系以下の叢書に收めたるもの多し。

この書に就いては、野村氏の近古時代説話文學論、及び山岸氏の日本文學書目解説に考説をのせたり。この書の註釋參考書は左の如し。

古今著聞集問答	三	未	詳
古今著聞集私記	二	矢野玄道	
古今著聞集類標	一	未	詳

### 蓮胤伊勢記 一卷

蓮胤は、賀茂長明の法名にて、長明が伊勢に遊びたる時にかきたる日記なり。今世に傳はらず。僅に夫木和歌抄二十五濱、湊の條に引きたるものあるのみ。

### 東屋日記 一卷

これも、今傳はらず、古書に引きたるものも見えず。

### 六代勝事記 一卷

彰考館一本、信濃前司行長と註し、東京帝國大學本、神智文庫本、後藤本、松井一本等、高倉、安德、後鳥羽、土御門、順徳六代事」と註したり。

高倉天皇より後堀河天皇までの六代の間に見聞したる事どもを記し、承久役後、三上皇播遷の御事どもを敘したるものにて、群書類從に收めたり。

卷首に、昔は蓬壺の月にかげをまじへ、今は蓮臺の雲に望をかけたる世捨人侍り、應保の聖代に生れて、高倉の明時につかうまつりしかば、年齢やうやく傾きて、六十餘廻の星霜をかこね、朝儀類に改りて、七代の帝王の即位にあへり、六條院御時は、いとけなくて過侍りき、安元の比より、貞應の今に至るまでの事は、夢うつゝとも思ひわかぬ程ながら、見もし聞もせし事、さまをかへ、衣をそめ、彌陀を念じ、極樂を願ふにふた心なくなりにし後は、世事すべて厭はれ、文筆ながくさしをきてしを、普天かき曇りし夕立の神なりに驚きて、其事の忘れざるはしくばかりを書あつめ侍、心は權實の教法にあひて、善惡二の果をさとり、和漢の記録を傳へて、治亂二の政を慎む、故にいさゝか先生の徳失をのこし、をのづから後聖の官學を勧めむ事、身の爲にして是をしるさず、世のため、民のためにしてこれを記せり、



蓮壺は、内裏の唐名、月にかげをまじへは、月卿の班に列したるをいふ。以て著者の二條天皇の應保に生れ、高倉天皇に仕へ公卿となりて、出家し、貞應の頃六十餘なる人なりしを知るべく、信濃前司行長と註したるもの、誤りなる事を證すべし。よりにて、公卿の中、著者に擬すべき人を索むるに、これに該當すべき人は、參議藤原定經のみ。定經は中納言經房の子にして、公卿補任に、「正治元年正月十五日、於天王寺出家、依菩提心也、年四十四、法名蓮位、寛喜三二十四薨、七十四歳」と見えたり。定經は、二條天皇の保元三年に生れ、貞應元年は六十五歳なり。但し應保の生誕にあらざれば、かなはざるが如しと雖も、應保の聖代とあるは、應保年間の意にあらず、唯二條天皇の御代に生れたるよしの意なるべし。されど、定經の文事に關しては、聞えたるものなく、千載、續後撰、續拾遺、續千載の勅撰集に、その歌數首を收め、父經房の民部卿歌合に出詠したるものあるのみ。

この書に就いては、野村八良氏の鎌倉時代文學新論、及び山岸徳平の文學書目解説に見えたり。

### 前栽秘抄 一卷

著者明ならず。作庭記の如き、園藝に關するものなるが如し。今傳はらねば、そのさま詳ならず。

### 大和宣旨日記 一卷

内開一本には、大和宣旨物語とあり。

大和宣旨は、中納言平惟仲の女にて、大和守藤原義定の妻なり。和歌作者部類に、「大和宣旨、三條太皇太后宮女房、中納言惟仲女、大和守義忠爲妻之故、號大和」と見えたり。三條太皇太后宮は、圓融天皇后遵子の御事なり。この日記も今傳はらず。古書に引きたるものも見えず。

### 十訓抄 三卷

彰考館一本、及び松井一本、菅原爲長と註したり。

教訓の書なり。その篇目を十項に分ちて、各その實例を和漢の歴史にとりて、書きたるものなり。卷數は序文にも三卷としたれど、寫本には、三卷としたるものと、五卷としたるものとあり。板本は、五冊とし、或は十冊としたれど、いづれも分冊したるものなり。その篇目は、左の如し。

上卷 第一可施人惠事一に可定心操振舞事とあり 第二可離橋慢事 第三不可侮人倫事 第四可誠人上多言事

中卷 第五可撰朋友事 第六可存忠信廉直旨事 第七可專思慮事

下卷 第八可堪忍于諸事 第九可停懇望事 第十可庶幾才能藝業事

この書撰録の主旨は、

序文に、よき方をばこれをすゝめ、あしきすぢをば、これを誡めつゝ、いまだこの道を學びしらざらん少年のたぐひをして、心をつくる便となさしめんがために、試に十段の篇を分ちて、十訓抄と名づく、則三卷の文として、三餘の窓におくととなり、と見えたり。

この書の著作年代、及び著者についても、

序文に、抑かやうの手すさびのおこりを思ふに、口業の因はなれざれば、賢良の諫にたがひ、佛教にそむけるに似たりと雖ども、閑に諸法實相の理を案するに、かの狂言綺語の戯かへりて、讚佛乗の縁也、いはんやまたおこれるをきらひ、直しきをすゝむる旨、おのづから法門の意に相叶はざらんや、旁何の憚かあらん、これによりて、建長四とせの冬、神無月の半ばの比、おのづから暇あき、心閑なる折節にあたりつゝ、草の庵を東山の麓にしめて、蓮の臺を西土の雲に望む翁、念佛のひまにこれをしるし終ることしかりとなんいへる、

とあり。これによれば、建長四年十月になりたるものにて、洛東に世を遁れて、念佛に餘念なき老翁の筆すさびなる事は明なり。されど、この老翁はいかなる人か、この著者に就いては、三説あり。一は古今著聞集の著者橋成季なるべしといへり。そは、この書の文體著聞集と類似し、且つその記事も共通したるものあるによりて、推定したるものなり。されど、他に明證もなく、成季は從五位上にて、世すて人

のさまにもあらねば、從ひ難し。二は菅原爲長の著といへり。こは徹書記の清巖茶話に見えたれど、爲長は、この書のなりたる建長四年より七年以前、即ち寛元四年、八十九歳にて薨じたる事、公卿補任に見えたれば、その謬なる事は論を俟たず。三は六波羅二麓左衛門入道の著といへり。こは、

如覺木奥書に、或人云、六波羅二麓左衛門入道作長時、時茂等奉公

とあるによれり。六波羅は洛東にあれば、序文に東山の麓とあるにあひ、入道とあるも、序文にあへば、この説可なるに似たれども、六波羅二麓左衛門入道は、いかなる人か、北條長時、時茂に事へたるものなれど、その姓名明ならず。黒川道祐の遠碧軒隨筆には、「六波羅一麓四郎衛門作と云」と見えたと、それも明ならず。

この書は、古刊本、及び元祿六年、享保六年の刻本あり。國史大系、日本文學全書、以下の叢書にも、これを收めたり。

この書に就いては、藤岡繼平氏の十訓抄考あり。また野村氏の近古時代説話文學論、及び坂口氏の日本文學書目解説にも、その考説をのせたり。この書の註釋書、參考書は、左の如し。

十訓抄詳解

四 石橋尙寶

十訓抄典故

一 岡本保孝

樂府和歌 二卷

今傳はらねば詳ならず。樂府は漢詩の一體にて、文選、白氏文集等に、樂府の詩あり。但し御堂關白道長が、文集の樂府の文を諳誦したる事、榮華物語音樂の卷に見え、行成大納言が、扇に樂府を草體にて書し、後一條天皇に奉りたる事、大鏡に見えたるが如く、諸書に樂府とあるは、白氏文集の樂府なり。されば、この書も、文集の樂府によりて詠じたる和歌なるべし。

昭和十一年十一月十日印刷  
昭和十一年十一月十五日發行

本朝書籍目錄考證

定價金 五圓

著者 和田 英 松

發行者 三 樹 退 三  
東京市神田區錦町一丁目十六番地

印刷者 綾 部 喜 久 二  
東京市神田區小川町一丁目十一番地

印刷所 宮 本 印 刷 所  
東京市神田區小川町一丁目十一番地



發行所

東京市神田區錦町一丁目  
振替貯金口座東京四九九一番

株式會社 明治書院

電話 神田 (25) 二二二四  
二二二四七番  
二二二四八番  
二二二四九番

文 學 博 士  
和 田 英 松 先 生 著

- |                       |                                 |                       |                                                                       |                                 |                            |                                      |
|-----------------------|---------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------|--------------------------------------|
| ○<br>校<br>註<br>增<br>鏡 | ○<br>藝<br>備<br>の<br>學<br>者<br>鏡 | ○<br>增<br>鏡<br>通<br>解 | ○<br>訂<br>修<br>建<br>武<br>年<br>中<br>行<br>事<br>註<br>解<br>(附錄) 註增 日中行事略解 | ○<br>訂<br>修<br>官<br>職<br>要<br>解 | ○<br>增<br>增<br>鏡<br>詳<br>解 | ○<br>皇<br>室<br>御<br>撰<br>之<br>研<br>究 |
| 全四<br>一六<br>册判        | 全菊<br>一新<br>册型                  | 全菊<br>一新<br>册型        | 全菊<br>一<br>册判                                                         | 全菊<br>一<br>册判                   | 全菊<br>一<br>册判              | 全菊<br>二<br>册判                        |
| 定價<br>送本<br>料拾<br>錢   | 定價<br>送本<br>料拾<br>貳錢            | 定價<br>送本<br>料拾<br>六錢  | 定價<br>送本<br>料拾<br>八錢                                                  | 定價<br>送本<br>料拾<br>八錢            | 定價<br>送本<br>料廿<br>四錢       | 定價<br>送本<br>料卅<br>八錢                 |

東 京 明 治 書 院 發 行

721  
83

終